

## 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	0	0	0	0
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	23	23	23	23
	うち県職員	1	1	1	1
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	2	3	3	3
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	1	1	1
	非常勤	0	0	0	0
県職員計		0	0	0	0
県 OB 計		1	1	1	1

## 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	26,023	24,880	25,706
経常費用	26,065	24,933	26,120
経常増減(損益)	△42	△53	△414
当期正味財産増減額	△42	△53	△414
現預金	8,960	8,879	9,398
基本財産	357,500	357,500	357,500
借入金	0	0	0
正味財産	383,561	383,508	384,112

## 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	5,150	5,150	5,150
事業費	5,150	5,150	5,150
運営費	0	0	0
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	0	0	0
貸付金	0	0	0
出えん金	0	0	0
人件費関係費用	0	0	0

## (2)改革基本方針について

当協会は、昭和 53 年度に市町村消防団の集合体として設立された団体で、県下消防団の消防技術の向上、防火思想の高揚を統一的に図るべく県ポンプ操法大会を実施する等してきた。消防行政については、市町村が直接の実施主体である一方、県は、県と市町村、市町村相互間の連絡協調を図ることとされており(消防組織法第 29 条)、地域の消防・防災業務の円滑な推進のため、県には担うべき役割がある。このことから、県は市町村とともに、防災思想を普及し消防活動の強化充実を図ることを目的に当協会を設立したものであり、地域の安全を自主的に担う消防団の重要性に鑑み、消防団の一層の充実・強化及び活性化を念頭に、当協会と連携を図る形で、県として消防団への支援を継続する。

なお、県が市町村とともに時代の流れに応じた消防団のあり方や当協会の活動内容を常に見直しを行っていくことは必要であり、協会の役割を認めた上で改めて位置づけ直し、活動内容の検討を行っていく。

改革基本方針（改訂版）	平成 16 年作成の改革基本方針
必要な県関与の継続 （県の役割・責任を踏まえて、協会への県関与を継続。今後の協会活動の内容について関係者と検討を進めていく。）	県関与の見直し （県と市町村及び団体との役割分担の明確化。）

## (3)監査の結果及び意見

### 【監査の視点 1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

#### ア．県の評価

当協会は、消防団の一層の充実・強化及び活性化を目的に下記事業を継続実施しており、県は事業費(下記(ア)～(エ))の補助を行うなど、当協会への関与を継続している。

- (ア) 県消防ポンプ操法大会並びに県消防ラッパ吹奏大会
- (イ) 県消防団長・事務担当者研修大会(2年に1回開催)
- (ウ) 県女性消防団員意見発表会及び県消防団音楽隊交流演奏会(2年に1回開催)
- (エ) 地区消防ポンプ・ラッパ吹奏大会への支援
- (オ) 消防団員に対する表彰
- (カ) 消防団員の共済・福利厚生
- (キ) 事業所への理解促進 ほか

事業内容等の決定にあたっては、当協会の理事会等に県も参加するなど、相互に連携を図っている。

消防団は、常備消防とともに地域の消防防災活動における両輪をなすものであり、殊に大規模災害においては、常備消防だけでは不十分であり、地域事情に精

通し、要員動員力・即応性に優れた消防団の存在が極めて重要であり、今回の東日本大震災でその重要性が再認識されている。

しかしながら、少子高齢化、中山間地の過疎化の進行とともに団員の高齢化も進み、団員の被雇用(サラリーマン)化率も8割を超えている状況の中市町村をはじめ、県、当協会において、団員の確保、消防団活動の環境整備、消防団の理解促進等に取り組んでいるところであるが、特に団員の確保については、即効性のある対策がなく苦慮している状況にある。

## イ．監査人の評価

おおむね改革基本方針に沿った事業の実施がなされていると考える。しかしながら、今後の協会活動の内容について関係者と検討を進めていくことが必要であると考える。

## ウ．今後の課題（意見）

消防事業は市町村の業務と位置付けられ、各市町村で消防団等を設置しており、当協会は広域的な見地からの活動となる。最近では、少子高齢化等により団員確保が喫緊の課題であり、当協会は、県及び市町村との役割分担を踏まえた上で事業を再検討することが必要である。

また、県の補助金の対象事業は、主に県消防ポンプ操法大会並びに県消防ラッパ吹奏大会であり、改めて効果を検証する必要がある。

### 【監査の視点3】外郭団体の経営状況

## ア．全般的な課題（意見）

平成22年度の経常収益は25,706千円であり、このうち県の財政支援5,150千円の使途は、県消防ポンプ操法大会及び県消防ラッパ吹奏大会への補助金である。

公益財団法人として認定を申請する予定であるが、経営規模や人員(非常勤役員23名、常勤職員3名)から考えると、公益法人として求められるガバナンスを構築できるかどうか危惧される。このため事業手法の見直しを検討する必要がある。

## イ．資金運用の状況（意見）

経営規模に比較して多額な基本財産(357,500千円)を有することから、長期国債(30年債)257百万円や仕組預金100百万円(満期平成45年3月)など長期固定的な運用をしており、流動性リスクや金利リスクを十分に管理できる体制になっていないと考える。

資金運用に当たっては、県の公金管理基本方針を遵守し、預金あるいは中短期の国債等で運用することが必要である。

(単位：千円)

【基金】

番号	種別	金額	満期日・ 設定	金利 (%)	適用 (購入)
1	仕組債(英)パークレイズ銀行	100,000	H45・3・3	0	H15・3・4
2	第12回利付国債(30年)	71,000	H45・9・20	2.1	H17・1・18
3	第13回利付国債(30年)	100,000	H45・12・20	2.0	H17・2・16
4	第17回利付国債(30年)	6,000	H46・12・20	2.4	H17・3・3
5	第5回利付国債(30年)	80,500	H43・5・20	2.2	H19・1・12
合計		357,500			

【財政調整積立預金】

1	第260回利付国債(10年)	1,375	H26・6・20	1.6	H18・4・19
---	----------------	-------	----------	-----	----------

【運用財産 (前期繰越)】

1	第260回利付国債(10年)	14,625	H26・6・20	1.6	H18・4・19
2	普通預金	9,202	-	-	-
合計		23,827			

(注) 現在保有の仕組債の概要

(英)パークレイズ銀行(額面100,000千円)満期日：平成45年3月3日

<金利決定の条件>

現在の金利 12月21日現在0% 下限金利0.00%

計算式：利払為替レート{(現在78.37円)÷基準為替レート(104.7円)}  
×12.5% - 10.0% = 0.6435%

基準為替レート104.7円

## 2. 長野県土地開発公社（県団体番号2）

### (1) 団体の概要

#### 概要

団体名	長野県土地開発公社
所在地	長野市大字南長野字幅下 667-6 長野県土木センター内
代表者（県との関係）	理事長 和田恭良 長野県副知事
設立根拠	公有地の拡大の推進に関する法律
設立年月日	昭和 48 年 6 月 1 日
県所管部局	企画部企画課土地対策室
基本財産（円）	19,000,000 円
うち県の出えん額	19,000,000 円
県出えん比率	100%
主な出えん者・金額・比率	
設立目的・沿革	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。
主な業務内容	公有地の拡大の推進に関する法律第 17 条第 1 項各号の土地の取得、造成その他の管理及び処分に関する業務 国、地方公共団体その他の公共的団体からの委託に基づく、土地取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務 前 2 号に掲げる業務に附帯する業務
事業執行状況を示す主な指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公有地取得事業費 H20 1,589 百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">H21 1,712 百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">H22 1,058 百万円</li> <li>・ 受託等事業収益 H20 40 百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">H21 48 百万円</li> <li style="padding-left: 20px;">H22 39 百万円</li> </ul>

## 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	1	1	0	0
	うち県 OB	0	0	1	1
	非常勤	6	20	7	7
	うち県職員	6	7	7	7
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	20	11	6	2
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	4	5	9	11
県職員計		1	1	0	0
県 OB 職員		0	0	1	1

## 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	4,411,980	3,226,777	6,910,618
経常費用	4,359,847	3,206,935	6,894,073
経常増減(損益)	52,133	19,842	16,545
純損益	53,782	19,266	2,992,689
現預金	2,163,711	2,030,240	571,828
基本財産	19,000	19,000	19,000
借入金(短期)	3,875,867	4,211,034	1,662,897
借入金(長期)	5,910,863	4,359,202	0
資本合計	3,579,578	3,598,845	606,156

## 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	0	0	0
事業費	0	0	0
運営費	0	0	0
交付金	0	0	0
負担金	3,545	2,339	1,727
委託料	40,063	47,667	39,439
貸付金	4,458,342	4,359,202	0
人件費関係費用	3,545	2,339	1,727

## (2)改革基本方針について

### 基本方針

当社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて、昭和48年6月1日に(財)長野県土地開発公社から移行して設立された団体である。長野県が基本財産1,900万円の全て(100%)を出資している。設立目的は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することである。

当社の改革基本方針は次のとおりとなっている。

改革基本方針(改訂版)	平成16年作成の改革基本方針
事業の縮小(機能は存続) (公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定して実施し、プロパー職員ゼロの組織・人員体制とする。)	団体の廃止 (県等への保有土地の引き渡しを終了した時点において)(先行取得事業の県直営化)

### 当社の今後の方針

	用地先行取得業務 (国直轄、県事業)	産業団地の先行取得 (県からの委託)	職員について
平成16年度	引き続き実施	県が産業団地用地を販売・ 公社が代行用地の管理委託	プロパー職員の削減
平成17年度			
平成18年度			
平成19年度			
平成20年度			
平成21年度			
平成22年度		平成23年3月県が 残区画を引取り	
平成23年度			平成24年3月プロ パー職員ゼロへ
・・・			

平成16年6月に策定した「改革基本方針」では、当社は廃止の方針が打ち出された。また、この廃止の方針を受けて平成16年9月に「改革実施プラン」が作成

されたが、そこでは廃止を前提とした具体的な解決スキームが検討された。

その後、社会情勢の変化等の理由から、平成 16 年の基本方針を再検証し、平成 20 年1月に「改革基本方針」(改訂版)が作成された。それによると、従来打ち出されていた廃止の方針を一部修正し、事業は縮小するが機能は存続する方針へと修正された。

### **(3)監査の結果及び意見**

#### **【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題**

##### **ア．県の評価**

長野県の評価は以下のとおりである。現在、当社のプロパー職員は1名であり、平成23年度末で定年退職となることから改革基本方針よりも1年早くプロパー職員はゼロとなる予定である。併せて、本社内の空きスペースを賃貸するなど、運営コストの縮減に努めている。また、5年以上の長期保有土地となっていた「県営産業団地」等についても、平成23年3月に県が残区画を引き取ったことから、公社の長期保有土地は解消したとしている。以上より、改革基本方針の進捗は順調に推移しているとしている。

##### **イ．監査人の評価**

以上を踏まえ、改革基本方針は順調に推移している。

##### **ウ．今後の課題**

特にない。

(なお、当社の課題ではないが、県が引き取った残区画は引き続き県が保有しているということは、潜在的な長期保有土地の問題は依然存在していることには留意する必要がある。)

#### **【監査の視点3】外郭団体の経営状況**

##### **ア．当社の今後のあり方（意見）**

改革基本方針(改訂版)では、国の直轄事業や長野県の事業に関して、委託を受けていた用地の先行取得業務については、今後も円滑な事業執行を図るため継続することとなった。当社ではプロパー事業を行っておらず、公社が行う用地先行取得は、全て長野県からの委託に基づく、用地の代行取得となっている。この代行取得では、長野県が委託する前に、必ず、地方自治法第214条及び第215条に規定する債務負担行為の議決を得ている。当社を通じて間接的に用地を購入することのメリットとしては、議会において債務負担行為の議決を得た後、長野県と当社の間で協定を結ぶことにより、民間資金を活用し、迅速に用地交渉に入る

ことができる点にある。このような時間的メリットを考慮して当公社を通じた先行取得事務の有効性があると判断される。

バブル期の土地の価格が急上昇している状況においては、当公社を通じて迅速かつ柔軟に用地を先行して取得できることより、当公社が一定の役割を担ってきたことは確かである。しかしながら、現在においては、多額の資金を要する土地を、一刻も早く購入しなければならない事態が頻繁に発生することは考えにくい。このような状況においては、自治体において、用地購入に関する明確な計画を立ててさえいけば、当公社を通して用地を先行取得する必要はほとんどないということもできる。平成 21 年度の包括外部監査報告書でも記述しているが、平成 20 年 1 月の長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(改訂版)が最終結論ではなく、少なくとも今後 3 年ごとには再検討をする必要がある。

#### 【監査の視点 4】過年度包括外部監査報告書の指摘等に対する措置の状況

平成 21 年度の包括外部監査での当公社関係の意見と現在の措置状況は以下のとおりとなっている。

項目	意見	措置状況
当公社のあり方について	当公社のあり方については、土地開発公社を廃止もしくは廃止した他の自治体の状況を見つつ、今後、改めて結論を出す必要がある。平成 20 年 1 月の長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(改訂版)が最終結論ではなく、少なくとも 3 年ごとには再検討をする必要があると考える。	外郭団体については、社会経済情勢が変化中、不断の見直しが必要と考えており、毎年団体の事業実施状況等の評価をする中で、検討している。 当公社については、機能を県の施策に活かす必要性について常に検証するとともに、プロパー職員をゼロにした上で効率的な運営が可能となる組織改革や経費縮減のための経営改善を続ける。
産業団地の早期売却に向けた努力について	近年の経済状況等の理由によって、整理は進んでいない。県営日滝原産業団地の例にもある通り、未分譲の土地で一番広いものは 3.77h もあり、それだけの土地を購入する余力が購入サイドにないことも整理が進んでない一因となっている。今後、引き合い状況に応じて分譲する土地を分割するなど整理に向けた一層の努力を行う必要がある。	平成 23 年 3 月、県が残区画を引き取り、県により引き続き分譲促進を図るため、平成 23 年度からリース制度やオーダーメイド分譲(小規模企画分譲)などの新しい分譲方式を一部で導入している。

<p>借入金との関係について</p>	<p>長野県（土地開発基金）からの借入金は無利子となっているが、これについても長野県の財政負担が生じていることは事実である。土地の整理に向けた一層の努力は必要であると同時に、土地開発基金の活用にあたっては、本来の目的に支障が生じないなど、長野県の財政運営にも留意して行う必要がある。</p>	<p>支払利息等県の将来的な財政負担を増加させないために、平成 23 年 3 月、県が当公社から産業団地用地を引き取った。 なお、当公社については、平成 23 年 3 月、知事が特に必要と認めたことから、全額を一般会計に繰り入れるとともに、所期の目的を達したため、平成 23 年 4 月、同基金条例は廃止した。</p>
<p>用地保有に伴う維持費の処理について</p>	<p>当公社が自ら開発した用地であれば、完成後に発生する維持管理費・支払利息はその年度の費用となるのであるが、代行用地の場合維持管理費・支払利息は最終的に県が負担することになるので、用地の取得価額に算入している。 しかしながら、長野県が負担すべき費用の先送りを防ぐため、当公社において維持管理費・支払利息相当分を期間費用として処理した上で、長野県が財政状況等を勘案しながら、毎年度補助金を交付するなどの方法も検討する必要がある。</p>	<p>支払利息等県の将来的な負担を増加させないために、平成 23 年 3 月、県が当公社から土地を引き取り、維持管理を含めて県が直接管理している。</p>

### 3. 財団法人長野県文化振興事業団（県団体番号5）

#### (1) 団体の概要

##### 概要

団体名	財団法人長野県文化振興事業団
所在地	長野市若里 1-1-3
代表者（県との関係）	理事長 和田恭良（長野県副知事）
設立根拠	整備法
設立年月日	昭和 54 年 9 月 12 日
県所管部局	企画部生活文化課
基本財産（円）	20,000,000 円
うち県の出えん額	20,000,000 円
県出えん比率	100.0%
主な出えん者・金額・比率	
設立目的・沿革	長野県が設置する文化施設及びその他の施設の管理運営並びに埋蔵文化財の調査及び研究その他必要な事業を行い、もって長野県民の文化の向上に寄与する。 ・昭和 54 年（財）長野県文化振興事業団設立
主な業務内容	・指定管理者として県立文化施設(県民文化会館(ホクト文化ホール)、伊那文化会館、松本文化会館、信濃美術館、飯田創造館)の管理運営 ・県埋蔵文化財の発掘調査及び研究 ・自主企画事業等、目的達成のために必要な事業
事業執行状況を示す主な指標	指定管理施設の利用者（入館者）数（人） ・県民文化会館(ホクト文化ホール) H20：406,780、H21：392,805、H22：379,721 ・伊那文化会館 H20：122,383、H21：120,012、H22：121,107 ・松本文化会館 H21：335,652、H22：277,303 ・信濃美術館 H20：233,785、H21：314,205、H22：239,980 ・飯田創造館 H20：75,503、H21：73,123、H22：79,364

## 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	1	1	1	0
	うち県 OB	0	0	0	1
	非常勤	7	7	8	8
	うち県職員	1	1	1	1
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	73	90	104	107
	うち県職員	29	29	29	29
	うち県 OB	8	10	14	13
	非常勤	27	16	16	17
県職員計		31	31	31	30
県 OB 計		8	10	14	14

## 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	1,755,260	1,822,250	1,716,050
経常費用	1,713,526	1,751,279	1,734,919
経常増減(損益)	41,734	70,971	△18,869
当期正味財産増減額	41,734	70,971	△18,869
現預金	190,579	283,855	226,168
基本財産	20,000	20,000	20,000
借入金	-	-	-
正味財産	152,842	223,813	204,944

## 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	18,230	23,008	17,853
事業費	1,232	4,195	-
運営費	16,998	18,813	17,853
交付金	-	-	-
負担金	26,797	-	-
委託料	677,160	819,880	807,469
貸付金	-	-	-
損失補償年度末残高	-	-	-
人件費関係費用	639,706	589,554	560,790

## (2)改革基本方針について

### 改革方針

県の人的関与の抜本的な縮減

### スケジュール

平成 23 年度末まで 県職員を部課長級職員を含め最小限派遣

平成 24 年度から 県職員を事務局員及び学芸員等に限定し派遣

### 団体の位置づけ・改革の理由と具体策

当事業団は、県立文化施設等の管理運営を主な業務とする公益法人として設立された。

現在、県民文化会館、伊那文化会館、信濃美術館及び飯田創造館の指定管理者として施設の管理運営を行い、さらに埋蔵文化財の発掘、調査研究を実施している。

文化会館の職員には、舞台制作業務の専門的ノウハウが培われており、美術館の職員には、芸術的専門性が蓄積されていることから、こうした人的資源及び公益法人の特性を引き続き生かし、県民の自立的な文化活動の需要に応える事業や関連の収益事業を企画展開する必要がある。

当事業団は、県職員が幹部を占めていたが、自立的で効率的な経営を行うため、プロパー職員を管理職に登用して責任と創意工夫の発揮を促し、県職員派遣は学芸員等や事務局員に限定する。ただし、管理職を担う職員が育っていない状況の中で、平成 18 年度までに行われた県の人的関与の急激な縮減により運営に支障が生じているため、管理職を担うプロパー職員の育成期間を考慮し、平成 23 年度までは県職員(管理職)を派遣する。

なお、県の文化振興施策における当事業団の役割を明確に位置付け、文化施設における指定管理者制度の適用の今後のあり方を、別途県において検討する必要がある。その際、①県が行う事業、②委託により行う事業、③指定管理業務として行う事業等を整理し、指定管理者制度との整合を図ったうえで、平成 20 年中に予定されている次回の指定管理者の募集に向けて必要な準備を行う。

創造館は、地域の文化活動の拠点として相応しい管理主体のあり方について検討を行う。

また、埋蔵文化センターについては、現状どおり存続することとするが、県から派遣している教員については、今後の事業量の変動を勘案しながら教育現場に復帰させ、適宜民間事業者で業務を補っていくこととする。

なお、県立歴史館と埋蔵文化財センターは、信州の歴史、文化、風土に関する調査・普及公開等を行う機関として共通する分野を有することから、相互の連携に

努めるものとする。

### (3) 監査の結果及び意見

#### 【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

##### ア．県の評価

「改革基本方針(改訂版)」に基づき、県の人的関与の縮減を図ってきたが、当事業団に管理職となるべき人材が育っていない現状から、当事業団の円滑な運営に支障が生じたため、平成19年4月より県は県職員を2名増員し、事業の進捗管理、当事業団の今後のあり方の検討、人材育成を支援している。しかし、当事業団全体の管理・運営を担うプロパー職員がおらず、プロパー職員の副館長も2名にとどまっており、各館の業務管理を行う人材育成も不十分な状態である。加えて、中間管理職員も育っていない。このように、県職員に代わる管理職の人材育成の面については、職員構成等の課題があり、進捗が遅れている。

現状を踏まえ、「県の人的関与の抜本的な縮減」という改革の基本方針は維持するものの、当事業団の自立を支援するため、平成25年度末まで県職員(管理職)の派遣を継続することを検討している。

##### イ．監査人の評価(意見)

平成22年度の県からの派遣職員数は29名であるが、その内訳は、埋蔵文化センターへの派遣26名、当事業団事務局へ2名及び信濃美術館の学芸員1名である。当事業団事務局は、事務局長を含め3名の正規職員と2名の嘱託職員とで構成されているが、このうち、県職員は事務局長及び事務局次長の職にあり、プロパーの正規職員は1名(主任)のみである。加えて、当事業団事務局を統括する常務理事は県職員OBであり、当事業団の経営管理を担う人材は、そのほとんどを県職員若しくは県職員OBが占めている状態である。また、県より管理者として指定されている5施設の館長及び副館長の職のうち、プロパー職員は3名であり、県職員OBが5名を占めている。

以上より、県の人的関与の抜本的な縮減を図るという「改革基本方針(改訂版)」は進捗していないものと判断する。

##### ウ．今後の課題(意見)

平成23年12月の時点において、管理職を担う県職員の派遣を平成23年度末までとしてきた「改革基本方針(改訂版)」について、平成25年度末まで県職員(管理職)の派遣を継続することに変更する旨のパブリック・コメントが出されている。当事業団の現状を踏まえると、管理職としての県職員の派遣に依存せざるを得ない実態にあり、応急処置として県職員の派遣を継続することは理解できる。しかし、現

在、当事業団事務局に配属されているプロパー職員が主任の 1 名にすぎないことを考えると、現在の体制のままでは、派遣期間を 2 年間延長したとしても、問題が解決できるか疑問がある。派遣期間の延長とともに、具体的な問題解決策及びそのスケジュールの提示を所管課に求める必要があるものと考え。その際には、平成 22 年度の包括外部監査においても意見を付記したように、当事業団のあり方自体を整理することが必要になるものと考え。

### 【監査の視点 3】外郭団体の経営状況

#### ア．公益法人制度改革への取組

公益財団法人として公益認定を受けるか否か未定である。

#### イ．監査人の評価（意見）

当事業団が、将来、どういった事業分野で活動していくのか整理した上で、公益認定を申請するか否かを検討することが望ましい。なお、平成 22 年度の包括外部監査では、以下の 4 区分を例示として掲げているが、その場合、どの事業分野に限られた人的資源等を注力していくのかを明確にした上で、当該事業が認定法上の公益目的事業の要件を具備しているか否か判断する必要がある。

例えば、公募の指定管理者として担う事業（例：各文化会館）、非公  
募の指定管理者として担う事業（例：信濃美術館）、施設のあり方を見  
直すべき事業（例：創造館）、新規に開拓すべき事業等（例：他の文化  
施設等の指定管理業務等）に事業を区分することが考えられる。

（平成 22 年度包括外部監査報告書より。）

- 4．社団法人長野県私立幼稚園協会（県団体番号6）
- 5．社団法人長野県私立短期大学協会（県団体番号7）
- 6．社団法人長野県私学振興協会（県団体番号8）

(1)団体の概要

【（社）長野県私立幼稚園協会】

概要

団体名	社団法人長野県私立幼稚園協会
所在地	長野市大字南長野 692 - 2
代表者（県との関係）	理事長 宮川義典
設立根拠	整備法
設立年月日	昭和 42 年
県所管部局	総務部情報公開・私学課
基本財産（円）	115,568,568 円
うち県の出えん額	50,000,000 円
県出えん比率	43.3%
主な出えん者・金額・比率	県内学校法人
設立目的・沿革	長野県における私立幼稚園の相互連携と幼稚園教育の健全な発展に寄与する。
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会、研究大会の開催</li> <li>・会員に対する事業資金の貸付</li> </ul>
事業執行状況を示す主な指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会、研究大会の開催回数及び参加者数</li> <li>・事業資金の新規貸付件数及び金額</li> </ul>

## 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	0	0	0
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	0	0	0
	非常勤	18	19	19	19
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	2	1	1	2
職員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	1	1	1
	非常勤	0	0	0	0
県職員計		0	0	0	0
県 OB 職員		3	2	2	2

## 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	15,782	20,908	32,316
経常費用	15,383	19,390	31,465
経常増減(損益)	399	1,518	851
当期損益	2,506	12,328	△1,354
現預金	5,883	18,212	16,857
基本財産	377	377	377
借入金	45,400	97,200	70,000
正味財産	107,303	111,929	115,569

## 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	3,650	3,650	3,650
事業費	3,650	3,650	3,650
運営費	0	0	0
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	0	0	0
貸付金	0	0	0
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	0	0	0

## 【（社）長野県私立短期大学協会】

### 概要

団体名	社団法人長野県私立短期大学協会
所在地	長野市大字南長野 692 - 2
代表者（県との関係）	理事長 小林士朗
設立根拠	整備法
設立年月日	昭和 44 年
県所管部局	総務部情報公開・私学課
基本財産（円）	111,558,000 円
うち県の出えん額	50,000,000 円
県出えん比率	44.8%
主な出えん者・金額・比率	県内学校法人
設立目的・沿革	私立学校教育の振興を図り、もって本県教育の発展に寄与する。
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人に対する、施設・設備の整備に必要な資金の貸付</li> <li>・学校経営に必要な資金の貸付</li> <li>・私立短期大学の広報事業</li> </ul>
事業執行状況を示す主な指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業資金の新規貸付件数</li> <li>・広報事業、ガイドブック、新聞広告、TV スポット</li> </ul>

## 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	0	0	0	0
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	6	6	6	6
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	1	1	0
職員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	1	1	1
	非常勤	0	0	0	0
県職員計		0	0	0	0
県 OB 職員		2	2	2	1

## 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	49,949	102,590	9,017
経常費用	50,379	102,528	8,758
経常増減(損益)	△430	62	259
当期損益	△430	62	259
現預金	1,135	1,198	1,458
基本財産	3,400	3,400	3,400
借入金	0	0	0
正味財産	111,235	111,298	111,558

## 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	0	0	0
事業費	0	0	0
運営費	0	0	0
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	0	0	0
貸付金	0	0	0
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	0	0	0

## 【（社）長野県私学振興協会】

### 概要

団体名	社団法人長野県私学振興協会
所在地	長野市大字南長野 692 - 2
代表者（県との関係）	理事長 高松信英
設立根拠	整備法
設立年月日	昭和 36 年
県所管部局	総務部情報公開・私学課
基本財産（円）	179,558,203 円
うち県の出えん額	50,000,000 円
県出えん比率	27.8%
主な出えん者・金額・比率	県内学校法人
設立目的・沿革	私立学校教育の振興を図り、もって、本件教育の発展に寄与する。
主な業務内容	・学校法人に対する施設・設備の整備に必要な資金及び学校経営に必要な資金の貸付
事業執行状況を示す主な指標	・事業資金の新規貸付件数及び金額

### 役職員の状況

（単位：人）

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	0	0	0	0
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	7	7	7	7
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	1	1	1
	非常勤	0	0	0	0
県職員計		0	0	0	0
県 OB 職員		1	1	1	1

## 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	101,588	164,314	144,178
経常費用	100,477	162,351	142,025
経常増減(損益)	1,111	1,963	2,153
当期損益	1,111	1,963	2,153
現預金	2,191	2,033	2,087
基本財産	7,305	7,305	7,305
借入金	0	20,000	80,000
正味財産	175,441	177,404	179,558

## 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	0	0	0
事業費	0	0	0
運営費	0	0	0
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	0	0	0
貸付金	0	0	0
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	0	0	0

## (2)改革基本方針について

3つの団体の改革基本方針は次のとおりとなっている。

改革基本方針(改訂版)	平成16年作成の改革基本方針
県の財政的関与の廃止	県関与事業の統合 県の財政的関与の廃止

私学関係3団体は、私学教育の振興と会員相互の連携を目的に設立された。各団体とも主として会員に対する教育環境向上のための貸付事業を実施していることから、平成17年度に貸付事業を統合し、各団体の資金を融通することにより、効率的な資金活用を行っている。今後も、引き続き3団体の貸付事業を統合して実施し、団体の自律した事業運営を確保する。

### (3) 監査の結果及び意見

#### 【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

##### ア．県の評価

改革方針どおり各団体の資金を融通し合い、貸付を行うなど効率的な資金活用を行っている。これにより団体の自立した事業運営が確保されている。

なお、今般の公益法人制度改革にあわせて、現在、関係団体の行っている事業の整理・統合を進めており、

(社)長野県私学振興協会は、(社)長野県私立学校教職員退職金社団と合併し、合併後誕生した(社)長野県私学教育協会が貸付事業を引き継ぐ。

(社)長野県私立短期大学協会及び(社)長野県私立幼稚園協会は、貸付事業を(社)長野県私学教育協会へ事業譲渡する。

同時に、これまで貸付の原資となっていた資金については、県出資金を含めて一括して(社)長野県私学教育協会へ寄附することにより、平成24年度以降は、貸付事業は(社)長野県私学教育協会に一本化される見込みである。

(なお、貸付事業は、(社)長野県私立幼稚園協会は非常に需要がある状況、(社)長野県私立短大協会は現在需要がない状況、(社)長野県私学振興協会は事業が会員への資金貸付のみとなっている。)

##### イ．監査人の評価

以上を踏まえ、おおむね順調と判断する。

##### ウ．今後の課題（意見）

3 団体の貸付事業を統合する予定であり、団体統合を着実に進める必要がある。

#### 【監査の視点3】外郭団体の経営状況

統合等の課題を着実に解決する必要がある。

公益法人制度改革については、(社)長野県私立幼稚園協会及び(社)長野県私立短期大学協会は一般社団法人に、(社)長野県私学教育協会は公益社団法人に移行予定である。

## 7. 公益財団法人長野県長寿社会開発センター（県団体番号9）

### (1) 団体の概要

#### 概要

団体名	公益財団法人長野県長寿社会開発センター			
所在地	長野市若里7-1-7			
代表者（県との関係）	理事長 小口 正行			
設立根拠	整備法			
設立年月日	平成元年			
県所管部局	健康福祉部健康長寿課			
基本財産（円）	334,877,896 円			
うち県の出えん額	220,000,000 円			
県出えん比率	65.7%			
主な出えん者・金額・比率	賛助会員 70,100,000(20.9%)、市町村 30,000,000 (9.0%) 一般 14,777,896 (4.4%)			
設立目的・沿革	<p>高齢者の積極的な社会参加活動をはじめ、高齢者の生きがいの増進と健康づくりを推進する諸事業を実施し、もって豊かで活力ある高齢化社会の構築及び発展に資する。</p> <p>・平成元年、高齢者社会に向けての高齢者の社会参加と生きがい健康づくりを目的に、各都道府県に「明るい長寿社会づくり推進機構」を、国に「長寿社会開発センター」が設立されることとなる。同年、これを受け県は高齢者会議所と推進機構の二つの構想を併せ、（財）長野県長寿社会開発センターを県・市町村・賛助会員の出えんにより設立する。</p>			
主な業務内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気運づくり（情報誌の発行、ホームページの運営、功績者の表彰等）</li> <li>2. 人づくり（シニア大学及び地域いきいき実践塾の運営、信州ねんりんピックの開催等）</li> <li>3. 仲間（活動の場）づくり（賛助会活動の推進、社会参加活動支援のための助成事業）</li> </ol>			
事業執行状況を示す 主な指標		H20	H21	H22
	(1) シニア大学卒業者数（人）	1,421	1,309	1,188
	(2) 地域いきいき実践塾修了者数（人）	203	224	235
	(3) 信州ねんりんピック参加者数（人）	3,200	2,700	2,820
	(4) 賛助会会員数（人・団体）			
		<個人> 5,172 5,005 4,798		
		<法人> 86 84 80		

## 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	1	1	1	1
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	19	19	19	19
	うち県職員	1	1	1	1
	うち県 OB	0	0	1	1
職員数	常勤	6	6	6	6
	うち県職員	2	2	2	2
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	0	0	0	0
県職員計		3	3	3	3
県 OB 計		0	0	1	1

## 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	161,073	145,796	139,860
経常費用	158,450	147,014	139,663
経常増減(損益)	2,623	△ 1,218	197
当期正味財産増減額	2,623	△ 1,218	197
現預金	23,606	21,788	21,346
基本財産	334,656	334,738	334,878
借入金	0	0	0
正味財産	353,527	352,309	352,506

## 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	116,539	105,872	100,525
事業費	57,034	54,093	49,006
運営費	59,505	51,779	51,519
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	0	0	0
貸付金	0	0	0
出えん金	220,000	220,000	220,000
人件費関係費用	53,533	45,765	44,425

## (2)改革基本方針について

当センターは、高齢者の社会参加と生きがい、健康づくりを総合的に進めるため、国のゴールドプランに基づく「明るい長寿社会づくり推進機構」として、平成元年に設立された団体である。シニアリーダー実践講座の運営、ねんりんピックへの取組、普及啓発事業等を行っている。また、独自の賛助会員制度を基礎とした奉仕活動支援事業を行っている。

老人大学の実施主体を県から当センターに移行して、元気高齢者施策を一元化し、シニアリーダー実践講座・賛助会事業等他の事業と同様、当センターの自主事業とし、老人大学の「高齢者の社会参加の入口」としての機能を高めるとともに、当センターの自立性を高めながら、一体的に実施できるようにする。県は、当センターに必要な運営費の一部を補助する。

県派遣職員を縮減してきたため、事務局の体制が弱くなっていることから、事務局体制の整備を図るため、他団体との事務局統合を検討する。

高齢者施策の地域における中心的な実施主体は市町村であることから、市町村・市町村社会福祉協議会など関係機関との連携を深め、元気高齢者の活動の場づくりなどを積極的に進めていくことが必要である。

改革基本方針（改訂版）	平成 16 年作成の改革基本方針
「必要な県関与の継続」 老人大学を当センターの自主事業化 （県は当センターに運営費の一部を補助） 他団体との事務局統合を検討	「県関与の抜本的な見直し」 平成 16 年度から県派遣職員の段階的縮減（17 年度末まで） 企画・運営への賛助会員等の参加 平成 18 年度から 老人大学の県直営化

## (3)監査の結果及び意見

### 【監査の視点 1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

#### ア．県の評価

平成 20 年 4 月から 老人大学をシニア大学に改称し、当センターの自主事業として実施している。

（社福）長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）との事務局統合は、「双方の会計基準、関係規程の相違等から事務処理が非効率となるため」困難との結論に至った。

シニア大学は、高齢者を社会参加活動へ誘導する「社会参加の入口」という位置付けとともに、社会参加活動を支える人材の育成という役割も果たすものであるため、今後のシニア大学が担うべき役割や仕組みなどを改めて検討し、より事業効果を高めていく必要がある。

## イ．監査人の評価（意見）

県社協との事務局統合は困難との結論に至ったが、経営上の視点からは管理部門を含めて経営の効率化・合理化へ努めることが必要である。

## ウ．今後の課題（意見）

平成 23 年 4 月に公益財団法人として認定を受けており、経営上、安定的な財務力が求められる。

当センターには、賛助会員がおり、会員独自に活動するとともに会費を納入し、当センターの自主財源となっている。また、事業の受益者負担を見直し、平成 24 年度からシニア大学の授業料を値上げする等自主財源の確保に努めている。

役員・職員の構成は、常勤役員 1 名（県 OB）、常勤職員 6 名（うち県 OB1 名、県派遣職員 1 名、県社協派遣 3 名）から成っている。理事長（非常勤）は外部の者である。

当センターの事業は、シニア大学、賛助会活動、信州ねんりんピックなどの高齢者施策を総合的、一体的に実施している。

しかしながら、高齢者の「生きがいと健康づくり」、「社会参加活動の促進」の事業は民間や県の福祉関係団体、市町村及び市町村の類似団体でも実施している。経営上は、収入の 72% が県の財政支援であり、当センター固有の常勤職員は 1 名だけである。また、高齢者施策の事業は、県、市町村、民間で様々な事業が実施されており、当センターの県の施策への貢献度を評価する必要がある。また、公益財団法人としての持続可能な事業の規模や人員構成を検討し、県の関与のもとで、健康福祉部関連事業の効率化を図る必要がある。

### 【監査の視点 3】外郭団体の経営状況

#### ア．全般的な課題

平成 22 年度の経常収益は 139,860 千円であるが、このうち、県の財政支援（補助金）が 100,525 千円と 72% を占めている。補助金の使途は、主に事務局費用（人件費）とシニア大学運営費である。

#### イ．資金運用の状況（意見）

基本財産（334,878 千円）を有するが、超長期国債（30 年債）125 百万円や円建て外債（満期が平成 41 年 11 月と平成 49 年 3 月）198 百万円と長期固定的な運用をしており、流動性リスクや金利リスクを十分に管理できる体制になっていない。

資金運用に当たっては、県の公金管理基本方針を遵守し、預金あるいは中短期の国債等で運用することが必要である。

<資金運用の状況>

(単位:千円)

① 基金

番号	種別	金額	満期日・ 設定	平成 23 年度 想定金 利(%)	適用 (購入)
1	円建て外債パワーリバースデュ アル債世界銀行(注1)	100,000	H49・3・25	0	H19・11・19
2	円建て外債パワーリバースデュ アル債スウェーデン地方金融公 社(額面 100,000 千円)(注2)	97,800	H41. 11. 15	0.404	H22・5・14
3	第 12 回利付国債(30 年)	9,834	H45・9・20	2.1	
4	第 13 回利付国債(30 年)	115,950	H45・12・20	2.0	
5	銀行預金等	11,294			
合計		334,878			

(注) 仕組債の金利条件・金利実績等

(1) H19 購入分の円建て外債の金利実績

<利率の計算式>

$24.50\% \times (\text{利払為替レート} / \text{基準為替レート} (115.45 \text{ 円} / \text{ドル})) - 20.00\% (\text{上限} 4.50\%)$  : 損益分岐点の為替レート : 94.25 円 / ドル

<金利実績>

H19 年度 1,550,000 円  
20 年度 4,500,000 円  
21 年度 ~ 23 年度 なし

(2) H22 購入分の円建て外債の金利実績

<利率の計算式>

$14.50\% \times (\text{利払為替レート} / \text{基準為替レート} (106.00 \text{ 円} / \text{ドル})) - 10.00\% (\text{上限} 4.50\%)$  : 損益分岐点の為替レート : 73.10 円 / ドル

<金利実績>

H22 年度 1,171,156 円  
23 年度 394,858 円

ウ．公益法人制度改革への取組

公益財団法人に移行済みである。

## 8 . 社会福祉法人長野県社会福祉協議会（県団体番号 1 0 ）

### ( 1 ) 団体の概要

#### 概要

団体名	社会福祉法人長野県社会福祉協議会
所在地	長野市若里 7-1-7 長野県社会福祉総合センター内
代表者（県との関係）	会長 腰原 愛正
設立根拠	社会福祉法
設立年月日	昭和 26 年
県所管部局	健康福祉部地域福祉課
基本財産（円）	31,200,000 円
うち県の出えん額	0 円
県出えん比率	0.0%
主な出えん者・金額・比率	
設立目的・沿革	<p>長野県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>昭和 26 年社会福祉事業法（現在の社会福祉法）の施行に伴い発足。昭和 29 年 社会福祉法人化。</p> <p>平成 2 年社会福祉事業法の改正により、都道府県社会福祉協議会は連絡調整だけでなく社会福祉事業の健全な発達を図る事業を実施することとなった。</p> <p>平成 12 年「社会福祉基礎構造改革」により制定された「社会福祉法」において、都道府県社会福祉協議会は地域福祉推進を目的とすることが明示された。</p>
主な業務内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 社会福祉事業の企画実施、市町村社会福祉協議会相互の連絡調整及び各種調査</li> <li>2 . 福祉人材の確保・養成、福祉施設等経営指導等、介護支援専門員実務研修受講試験の実施</li> <li>3 . 住民支え合い活動、災害時住民支え合いマップづくりの活動支援等による地域福祉の推進事業</li> <li>4 . 地域福祉権利擁護、生活福祉資金貸付、福祉 N P O ・ボランティア活動支援</li> <li>5 . 社会福祉事業従事者の福利増進、共同募金への協力、指定公表事業の実施</li> </ol>
事業執行状況を示す主な指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員数 H19 : 5,374 人、H20 : 5,402 人、H21 : 5,403 人、H22 : 5,397 人（個人・団体数合計）</li> <li>・ボランティア登録数 H19 : 225,635 人、H20 : 220,665 人、H21 : 224,328 人、H22 : 216,649 人</li> <li>・ボランティアグループ数 H19 : 4,000、H20 : 4,489、H21 : 4,703、H22 : 4,657</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉研修受講者数 H19:11,126人、H20:12,623人、H21:12,160人、H22:13,268人</li> <li>・福祉サービス苦情受付件数 H19:50件、H20:55件、H21:63件、H22:57件</li> </ul>
--	--

## 役職員の状況

(単位:人)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
役員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県OB	0	0	1	1
	非常勤	19	19	19	19
	うち県職員	1	1	1	1
	うち県OB	0	0	0	0
職員数	常勤	18	19	19	19
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県OB	0	0	1	1
	非常勤	23	23	25	35
県職員計		0	0	0	0
県OB計		0	0	2	2

## 財務の状況

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収益	409,475	741,591	1,445,930
経常費用	432,441	521,078	864,863
経常増減(損益)	△22,966	220,513	581,067
当期正味財産増減額	△13,007	230,777	21,508
現預金	1,030,848	1,067,168	1,498,923
基本財産	31,200	31,200	31,200
借入金	39,005	38,779	38,658
正味財産	743,908	927,837	3,537,639

## 県費受入状況

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金	189,490	628,433	844,097
事業費	58,353	505,659	729,997
運営費	131,137	122,744	104,400
交付金	0	0	0

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
負担金	0	0	0
委託料	58,058	63,720	90,463
貸付金	39,659	39,005	38,779
出せん金	0	0	0
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	168,964	153,702	144,199

## (2)改革基本方針について

当協議会は、社会福祉法上「地域社会福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられた公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、社会福祉事業に関する総合的企画・助成・相談、社会福祉活動への住民参加のための援助、社会福祉事業従事者の人材育成、市町村社会福祉協議会相互の連絡調整など、多岐にわたる事業を実施している。これらの事業には、国の制度によって実施主体として定められているものや、国庫補助事業も多く、当協議会は、法律等によって社会福祉に関する多様な公共施策の担い手となっている。

当協議会は、様々な地域福祉の担い手と連携・協働しながら地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、多様化する県民ニーズに的確に対応するためには、常に事業の見直しが必要である。

改革基本方針（改訂版）	平成 16 年作成の改革基本方針
「団体の自立的な運営」 平成 20 年度から県職員と当協議会職員との交換研修の検討	「県関与の抜本的な縮減」 平成 15 年度末県職員派遣の廃止 平成 16 年度・17 年度当初予算への反映に向けた県からの補助・委託事業の個別の見直し 平成 18 年度から社会福祉総合センターの管理運営について指定管理者制度へ移行

## (3)監査の結果及び意見

### 【監査の視点 1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

#### ア．県の評価

県社協は地域福祉の推進に欠かすことのできない存在であるが、長野県出資等外郭団体「改革基本方針」により、当協議会には自立した団体運営が求められ、県の関与は当協議会の自主性を阻害しない最小限のものとなっている。

今後も自立した団体運営のため、第 3 次長野県社会福祉協議会基本構想に基づき当協議会独自の事業について、効率性・合理性を追求しつつ、積極的に発掘

展開していくような計画策定に期待したい。

その上で、当協議会職員の年代構成のアンバランス解消のため、団体の自主性を尊重しながら、県 OB 職員の活用や県職員との人事交流等を活かし、中長期の視点から活動基盤の強化につながるよう、引き続き対策を講じていく必要がある。

### イ．監査人の評価

おおむね進捗していると考える。当協議会は、公共性・公益性の極めて高い組織であり、社会福祉を目的とする事業を実施する組織のため、独自事業に制限がある中で、介護支援専門員実務研修受講試験事業、地域福祉コーディネーター養成研修等の実績がある。さらに今後も独自事業の推進に努めていく必要がある。

### ウ．今後の課題（意見）

今後も県の改革基本方針である「団体の自立的な運営」を進めていくためには、経営上の数値目標を設定して自主収入の確保に努めることが必要である。また、当協議会は県の福祉施策を担う役割を負っており、県は、当協議会の福祉施策への貢献度を評価する必要もある。

### 【監査の視点3】外郭団体の経営状況

#### ア．全般的な課題（意見）

平成 22 年度の経常収益は 1,445,930 千円であり、このうち県の財政支援（補助金、委託料、貸付金）が 66.6%を占めている。なお、県の財政支援には、生活福祉資金貸付事業の貸付原資の増額（単年のみ）や、国 100%の雇用確保促進等の補助金の増額等の要因を含んでいる。

#### <県の財政支援の内訳>

	千円	
補助金	834,097	事業費・運営費
委託料	90,463	福祉人材研修センター委託料
貸付金	38,779	生活福祉貸付金等
合計	963,359	

県の監査委員事務局より生活福祉資金の有効活用がされていないという意見がなされている（平成 20 年 11 月）が、平成 21 年度以降は、新規貸付実績を大幅に増加している。平成 21 年度末の貸付原資保有額は、19 億 5,300 万円余りで、47 都道府県中 41 番目であるが、原資の保有額に占める貸付中額（7 億 5,200 万円）は 38.5%であり、これは 47 都道府県中 10 番目に高い貸付比率となっている。なお、平成 22 年度では、生活福祉貸付金の原資保有額（国庫補助金等）2,500 百万円に対して、貸付金 1,080 百万円（43.21%）、預貯金 1,362 百万円等となっている。

る。

この制度は、就業可能な生活困窮者に対する、雇用保険と生活保護の間を埋める就労促進型の「第 2 のセーフティネット」といわれている。当協議会は、「生活福祉・就労支援協議会」(平成 22 年 6 月)の設置により、市町村(生活保護)やハローワーク(就労支援)との一体的な相談体制の構築を図り、平成 22 年度からは、年末の「雇用・生活支援ワンストップサービス」に参加するなど関係機関との連携を進めている。

今後とも、市町村(生活保護)・ハローワーク(就労支援)・市町村及び当協議会(生活福祉資金貸付)間の協働が機能するように努めることが望まれる。

また、当協議会の人員構成は、常勤役員 1 名(県 OB)、常勤職員 19 名(県 OB 1 名)、非常勤職員 35 名から成っており、県 OB 職員が活用されている。役員報酬は県の規定を遵守して年間 300 万円となっている。

## イ．資金運用の状況

基本財産等の運用資金は銀行預金と中短期の国債等で運用されている。

## 9. 社会福祉法人長野県社会福祉事業団（県団体番号 11）

### 1. 団体の概要

#### 概要

団体名	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
所在地	長野市若里 7-1-7 長野県社会福祉総合センター内
代表者（県との関係）	理事長 辰野 恒雄
設立根拠	社会福祉法
設立年月日	昭和 39 年
県所管部局	健康福祉部障害者支援課
基本財産（円）	15,000,000 円
うち県の出えん額	0 円
県出えん比率	0.0%
主な出えん者・金額・比率	
設立目的・沿革	<p>社会福祉の増進を図るため必要な事業を行うとともに、多様な福祉サービスを利用者の意向を尊重して総合的に提供することにより、利用者が自立した生活を地域社会において営むことができるように支援する。</p> <p>昭和 39 年 県行政と一体となって社会福祉を推進する強力な民間機関の設置が必要であるとの要請から、財団法人として設立。</p> <p>昭和 40 年 知的障害者援護施設「水内荘」の移管経営のため、社会福祉法人として設立。その後、海津荘、長野県西駒郷、長野県障害者福祉センターの運営を順次受託</p> <p>平成 23 年 長野県信濃学園と長野県松本あさひ学園の指定管理を受託</p>
主な業務内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害者支援施設「水内荘」の設置経営</li> <li>2. 障害者支援施設「西駒郷」、「県障害者福祉センター」の受託経営（指定管理者）</li> <li>3. 障害者施設、グループホームの設置経営、障害者総合支援センター事業の受託</li> </ol>
事業執行状況を示す主な指標	<p>平成 20 年度、21 年度、22 年度</p> <p>水内荘の入所者（人）（年度末）52, 47, 42</p> <p>西駒郷の入所者（人）（年度末）187, 166, 150</p> <p>県障害者福祉センターの利用者（千人）（年間）143, 146, 143</p> <p>通所施設の利用者（人）（年度末）181, 236, 284</p> <p>グループホーム等の入居者（人）（年度末）143, 157, 184</p>

## 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	8	8	8	8
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	2	3	3
職員数	常勤	203	183	230	258
	うち県職員	18	9	4	1
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	164	175	176	185
県職員計		18	9	4	1
県 OB 計		1	2	3	3

## 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	2,628,971	2,225,888	2,730,984
経常費用	1,931,199	2,119,754	2,723,747
経常増減(損益)	697,772	106,134	7,237
当期正味財産増減額	688,542	130,080	7,152
現預金	336,259	395,947	363,714
基本財産	542,653	636,776	676,417
借入金	122,021	170,080	209,605
正味財産	2,213,105	2,381,682	2,605,524

## 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	631,559	70,888	45,092
事業費	616,611	70,888	45,092
運営費	14,948	0	0
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	605,808	560,315	526,257
貸付金	0	0	0
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	29,089	32,156	10,582

## (2)改革基本方針について

当事業団は、独自事業として障害者支援施設である水内荘、障害者グループホームを運営しているほか、県立施設である西駒郷、県障害者福祉センターの指定管理者として当該施設の管理運営を行っている。

当事業団については、団体運営の自立化を図るため、県職員の派遣による人的関与を段階的に廃止し、他の民間社会福祉法人と同様、基本的には障害者自立支援法による自立支援給付費(以下「給付費」という。)での運営に移行する。

本部事務局については、従来の県準拠の給与体系から、民間社会福祉法人に準じた給与体系への移行、勤務評価制度・目標管理制度の本格実施や、長期的視点に立った経営計画の立案など、事業団改革を進める上で企画立案能力のある人材が必要なことから、平成 20 年度末まで県職員を派遣した。

また、西駒郷については、職員給与の高さ、分散した建物の配置及び構造による職員数の削減の困難性、重度の利用者の処遇のための職員配置の必要性などから、平成 18 年に導入された給付費による採算が困難な状況にあり、制度改革の影響による経営見通しが不透明となっていることから、平成 24 年度までは県が財政支援を継続し、平成 25 年度以降は、基本的に給付費のみの運営とする。

県としては、給付費による運営に向けた当事業団自身の経営改善を支援していく。

改革基本方針（改訂版）	平成 16 年作成の改革基本方針
<p>「県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す」 [本部事務局] 平成 20 年度末までに県職員派遣を廃止 [西駒郷] ・平成 22 年度末までに県職員派遣を廃止 ・平成 25 年度から基本的に給付費のみの管理運営に移行 ただし、次の 4 種類の経費については、県が負担 ・地域生活移行の推進に係る経費 ・重度の入所者に係る特別の経費 ・県有地及び県有施設の維持管理に係る経費 ・分散して施設が建設されていることに伴い、入所者数の減に比例して減らすことができない職員に係る経費</p>	<p>「県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す」 平成 16 年 9 月を目途に改革実施プランを策定 [本部事務局] 平成 17 年度から社会福祉施設整備等に係る融資事業の県直営化もしくは廃止 平成 18 年度末までに県派遣職員 5 名(15 年度末現在)の段階的廃止 平成 18 年度末県からの運営費補助の廃止 [水内荘] 平成 16 年度末までに県職員派遣の廃止 [県障害者福祉センター] 平成 17 年度末までに県派遣職員 5 名(15 年度末現在)の段階的廃止 平成 18 年度から指定管理者制度へ移行 [西駒郷] ・平成 16 年度中の当事業団への全面委託にあわせ県職員を派遣し、地域生活移行の進捗状況に応じて、19 年度末までに</p>

	全員の派遣を廃止 ・平成 20 年度から基本的に給付費のみの管理運営に移行 （地域生活移行の推進に係る経費及び重度の入所者に係る特別の経費等を除く。）
--	---

### (3) 監査の結果及び意見

【監査の視点 1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

#### ア．県の評価

改革基本方針の内容と実施状況は下表のとおりであり、県職員派遣や運営費補助の廃止等、計画どおり進捗している。

改革基本方針		実施状況	
H16末までに	[水内荘] 県派遣職員2名（H15末現在）の廃止	H16末	[水内荘] 県職員派遣の廃止
H17末までに	[本部事務局] 社会福祉施設整備等に係る融資事業の県直営化等		[本部事務局] 社会福祉施設整備等に係る融資事業を廃止
	[県障害者福祉センター] 県派遣職員5名（H15末現在）の段階的廃止	H17末	[県障害者福祉センター] 県職員派遣の廃止
H20末までに	[本部事務局] 運営費補助の廃止、県派遣職員5名（H15末現在）の段階的廃止	H20末	[本部事務局] 運営費補助を廃止、県職員派遣の廃止
H22末まで	[西駒郷] 県派遣職員51名（H17末現在）の段階的廃止	H22末	[西駒郷] 県職員派遣の廃止
H25から	指定管理者として受託運営している西駒郷については、地域移行推進経費等の県が負担すべき経費を除いて、給付費収入で自立的に運営する。		

職員の給与体系の見直しや外部委託の実施等の経営効率化に努めるとともに、障害者の地域生活を支援するグループホーム等の事業を拡大し、経営改善努力を続けている。

西駒郷については、平成 22 年度に行った基本構想の見直しにおいて、引き続き地域生活移行のための支援を行うとともに、西駒郷での生活を希望する利用者に対して必要な支援を継続すること及び全県のセーフティネット機能を持つことが提言され、県立施設として入所機能を維持していくこととなった。しかし、西駒郷の

運営には、重度障害のある利用者の支援に係る経費や施設の分散による職員配置の不効率等、給付費収入のみでは自立的に運営できない事情があることから、県として必要な財政負担を行いながら、引き続き効率的な運営に努めるよう指定管理者である当事業団に求めていく必要がある。

また、現行の改革基本方針では計画されていないが、平成23年度から新たに指定管理者として受託運営している信濃学園及び松本あさひ学園について、利用者サービスを低下させることなく効率的に運営する必要がある。

## イ．監査人の評価

おおむね達成している。なお、補助金は障害者施設の整備費に対するものである。

## ウ．今後の課題（意見）

当事業団の人員構成は常勤役員1名（県OBなし）、常勤職員258名（うち県職員1名）、非常勤職員185名から成っている。当事業団は、もともと民間事業者として設立された経緯もあり、現在の事業についても民間で提供できるものがある。平成20年度に県障害者福祉センターの指定管理者の指定更新時（平成21～25年度）に民間事業者と競合したが、選定委員会で当事業団が選定された。当事業団は、ほぼ自立的な経営を行っており、引き続き、県の財政的関与の見直しが必要である。

### 【監査の視点3】外郭団体の経営状況

#### ア．全般的な課題

平成22年度の経常収益は2,730,984千円であり、このうち県の財政支援（補助金、委託料）は571,349千円（20.9%）である。

#### 【県の財政支援の内訳】

	千円	
補助金	45,092	社会福祉施設等施設整備費
委託料	526,257	西駒郷及び県障害者福祉センター指定管理料
合計	571,349	

#### イ．資金運用の状況

資金運用は、国債・地方債、定期預金等で運用されている。

## 10．財団法人長野県生活衛生営業指導センター（県団体番号12）

### (1)団体の概要

#### 概要

団体名	財団法人長野県生活衛生営業指導センター
所在地	長野市大字南長野字宮東 426 - 1
代表者（県との関係）	理事長 中谷秀雄
設立根拠	整備法
設立年月日	昭和 56 年
県所管部局	健康福祉部食品・生活衛生課
基本財産（円）	10,201,000 円
うち県の出えん額	5,000,000 円
県出えん比率	49%
主な出えん者・金額・比率	長野県生活衛生同業組合連合会 250 万円（24.5%）等
設立目的・沿革	長野県における生活衛生関係営業の健全化及び振興を通じて、その衛星水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図る。
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活衛生営業相談室の開設、生活衛生営業指導事業の実施</li> <li>・標準営業約款営業者の言及、登録</li> <li>・クリーニング師、業務従事者講習会の実施</li> <li>・生活衛生事業振興事業の実施</li> </ul>
事業執行状況を示す主な指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資、経営等の相談件</li> <li>・標準営業約款登録者数</li> <li>・クリーニング師、業務従事者の講習会受講者数</li> </ul>

## 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	2	1	1	1
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	1	1	1
	非常勤	15	14	14	14
	うち県職員	1	1	1	1
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	5	4	4	4
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	1	1	1
	非常勤	0	0	0	0
県職員計		1	1	0	0
県 OB 職員		2	2	2	2

## 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	27,068	23,553	23,979
経常費用	25,642	24,517	24,552
経常増減(損益)	1,426	△964	△573
当期損益	1,426	△964	△573
現預金	8,268	7,382	6,433
基本財産	10,201	10,201	10,201
借入金	0	0	0
正味財産	18,494	17,405	16,831

## 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	16,740	16,827	16,645
事業費	16,740	16,827	16,645
運営費	0	0	0
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	0	0	0
貸付金	0	0	0
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	12,659	13,176	11,983

## (2)改革基本方針について

当センターの改革基本方針は次のとおりとなっている。

改革基本方針（改訂版）	平成 16 年作成の改革基本方針
運営経費の見直し	県関与の縮減

当センターは、県民の日常生活に極めて深い関係のある理・美容業、飲食業等の生活衛生関係営業に関して、公衆衛生上の見地から経営の健全化等を通じて、その衛生水準の維持向上と利用者等の利益の擁護を図るため、生活衛生関係団体と県の出えんにより昭和 56 年に設立された。当センターでは経営指導員の配置により、生活衛生業者に対する経営相談・指導を行うとともに、クリーニング師の研修、理・美容師に関する試験の受託実施等、当該営業に係る種々の事業を一括して行っている。事業の多くが法律等により当センターに限定されているが、利用者・消費者の利益の擁護に直接影響を与えない、生活衛生同業組合や事業者等が個々に実施することが適当と思われる事業については、県補助を行わないほか、運営経費の見直しを不断に行い、経費節減を図っていく。この改革が達成されれば、県補助金が削減され、また利用者の利便性も向上するとしている。

## (3)監査の結果及び意見

### 【監査の視点 1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

#### ア．県の評価

長野県の評価は次のとおりである。改革基本方針では、「運営経費の見直しを不断に行い、経費節減を図っていく。」とされた。これに対して、運営経費の見直しについては、ほぼ予定どおり進捗しているとしている。ただし、運営経費の内容については、全体の 8 割を経営指導員 3 人（うち 2 人は県 OB）及び事務職員 1 人の人件費が占めている。現行の相談・指導内容から見て職員数は妥当であり、県 OB の報酬額は、県の再就職先の統一報酬額（期末勤勉手当、退職手当なし）を適用し、それ以外の 2 人も国等の基準を基に支給しており、金額的には妥当な水準と考えられる。

また、事業費については、随時精査を行い H19 比 11.2%の削減（予算ベース）を図った。しかし、事業費予算が 3,344 千円（H23）と大きな金額ではなく、これ以上の経費削減は必要事業の廃止・縮小につながることも考えられる。

#### イ．監査人の評価（意見）

運営経費の見直しについては、ほぼ予定どおり進捗しているとしているが、改革基本方針の内容と現状の達成状況の関係を整理する必要がある。つまり、改革基本方針では、「事業の多くが法律等により当センターに限定されている」としている

が、全体の 8 割を占める経営指導員 3 人及び事務職員 1 人の人件費について、業務の大部分が当該業務ならば今後も運営費(人件費)補助を行っていくことは特に問題はない。ただし、経営指導員等の業務の一部が「利用者・消費者の利益の擁護に直接影響を与えない、生活衛生同業組合や事業者等が個々に実施することが適当と思われる事業」が含まれているのであれば当該部分については県補助を行わないという方針と理解できる。事業費についても同様である。本来的に必要な事業ならば、今後も事業費補助は行う必要がある。これは改革基本方針と矛盾するものではない。運営経費の見直しとともに事業手法の見直しを検討する必要がある。

#### ウ．今後の課題（意見）

人件費、事業費ともにこれ以上の削減は難しいとしているが、そもそも改革基本方針は人件費、事業費の削減を強制しているのではない。人件費、事業費と、それに対する収益(補助金、事業収益)の関係を見直す必要があるということである。当センターとしては、本質的に必要な運営業務や事業を整理し、それ以外の部分については実施しない又は自己収入で実施するという姿勢が望まれる。

#### 【監査の視点 3】外郭団体の経営状況

##### ア．公益法人制度改革への取組

公益財団法人への移行を予定している。

## 11. 公益財団法人長野県アイバンク・臓器移植推進協会(県団体番号13)

### (1)団体の概要

#### 概要

団体名	公益財団法人長野県アイバンク・臓器移植推進協会
所在地	長野市若里7丁目1番5号
代表者(県との関係)	理事長 大西 雄太郎
設立根拠	臓器移植法 整備法
設立年月日	平成元年
県所管部局	健康福祉部医療推進課
基本財産(円)	260,000,000円
うち県の出えん額	40,000,000円
県出えん比率	15.4%
主な出えん者・金額・比率	ライオンズ 151,000,000(58.1%) 民間企業 41,594,000(16.0%)
設立目的・沿革	眼球提供者の登録及び角膜の斡旋を行い、併せて広く臓器移植に関する知識の啓蒙、普及を行う。  平成元年 (財)長野県腎バンク設立 平成6年 (財)長野県腎バンク・アイバンク協会 平成10年 (財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会 平成22年 (公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会に名称変更
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眼球提供者の登録管理</li> <li>・角膜移植術に必要な角膜斡旋</li> <li>・角膜移植に係る感染症の検査</li> <li>・臓器移植に関する知識の啓蒙・啓発</li> </ul>
事業執行状況を示す主な指標	平成22年度の実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・眼球提供者登録件数 1,301人</li> <li>・献眼者 19人 ・角膜移植者数 28人</li> </ul>

## 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	1	1	1
	非常勤	21	21	21	16
	うち県職員	2	2	2	1
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	1	1	0	0
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	1	0	0
	非常勤	23	23	23	18
県職員計		0	0	0	0
県 OB 計		2	2	1	1

## 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	15,036	16,521	13,826
経常費用	14,347	12,793	12,725
経常増減(損益)	689	3,728	1,101
当期正味財産増減額	689	3,728	1,101
現預金	4,249	8,526	9,863
総資産	281,681	285,238	286,675
負債	320	149	401
正味財産	281,361	285,089	286,190
うち基本財産への充当額	260,000	260,000	260,000

## 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	4,748	3,645	3,648
事業費	2,525	1,823	1,824
運営費	2,223	1,822	1,824
出えん金	40,000	40,000	40,000
人件費関係費用(再掲)	4,748	3,645	3,648

## (2)改革基本方針について

### 改革方針

当協会の事業推進に対して積極的に支援する。

### スケジュール

普及啓発事業等に対する支援の継続

### 団体の位置づけ・改革の理由と具体策

平成元年 10 月に(財)長野県腎バンクとして設立され、平成 6 年 10 月からは、アイバンク事業も併せて行う(財)長野県腎バンク・アイバンク協会に組織変更し、関係団体と協力をしながら献眼登録の呼び掛けを行ってきた。

10 年4月からは、「臓器移植法」が施行されたことに伴い現在の名称に改められたもので、ライオンズクラブが過半数の出えんを行っている。関係団体と協力し、県内の角膜移植を含む臓器移植の普及啓発に大きな役割を果たしている。県としても、事業の社会的重要性に鑑み、職員自らが当協会とともに汗をかくなど必要な支援を行っていく。

## (3)監査の結果及び意見

### 【監査の視点 1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

#### ア．県の評価

平成 22 年 4 月から公益財団法人化し、団体としても継続的に普及啓発活動を推進している。また、臓器移植法の改正に伴い、遺族による承諾の場合や 15 歳未満の脳死の場合も臓器移植ができるようになったことから、全国的にも臓器移植が増加傾向にある。

県としても改革基本方針に基づき、臓器移植推進のため普及啓発活動のための事務局人件費の支援を継続して実施してきている。

#### イ．監査人の評価

当協会の事業推進を積極的に支援するという改革基本方針に沿って、平成 16 年度に協会職員の人件費を補助金化するなどの支援を行っている。

しかし、献眼登録者、献眼者は年々減少傾向にある。当協会では、事業が広く認知され、事業の支援を受けられるよう、啓蒙・啓発に注力する必要がある。

#### ウ．今後の課題（意見）

県民の福祉の向上のために、当協会の事業推進に対して積極的に支援するという改革基本方針は妥当であると考えます。

事業推進に対して積極的に支援するのであれば、当協会の活動の一層の普及啓蒙という課題と、人的資源不足という課題がある。また、経営基盤が脆弱であるため、経営の持続可能性が課題である。

これらの課題に対して、事業手法の見直しも含めて政策を検討する必要がある。

### 【監査の視点3】外郭団体の経営状況

#### ア．全般的な課題（意見）

自立的な経営のためには、安定的な収入が必要である。そのためには普及啓蒙活動が必要だが、常勤職員が1名という事務局の体制では、人手が足りず難しいことが課題である。

普及啓蒙に注力できるよう経営を合理化するために、同様の活動を行っている他団体との統合、あるいは同様の活動を行っているより規模の大きな団体の一部門となることが考えられる。しかし、以下のような経緯で設立された特殊分野で活動する団体で、他に同様の活動を行っている団体が存在しないことから、県では統合は困難としている。

#### 【設立の経緯】

平成元年に（財）長野県腎バンクとして県民の福祉の向上を目的に長野県が設立した団体である。その後、平成6年にアイバンク事業を追加し、平成7年に眼球あっせん業の厚生労働大臣許可を受け、平成10年に現在の名称に変更、平成22年の公益財団法人化を経て現在に至っている。

法律に基づく設置義務のある団体ではないが、臓器の移植に関する法律第3条の規定に基づき、県が人件費補助を行っている団体である。また、臓器の移植に関する法律第12条の規定に基づく眼球のあっせんに関する厚生労働大臣の許可を受けている、眼球あっせんを行っている県内唯一の団体である。

自主独立の活動を続けるのであれば、自主財源の確保が課題となる。当協会では自主財源確保のため、平成16年度には募金箱の設置、平成21年度には角膜幹旋手数料の引上げを行ってきたが、賛助会員の会費が減少するなど、経営状況は厳しい。普及啓蒙活動を行う人的資源の確保と協会活動の普及啓蒙に努め、賛助会員増加など自主財源確保に向けた一層の取組が課題となる。

#### イ．公益法人制度改革への取組

公益財団法人に移行済みである。

## 12. 財団法人長野県健康づくり事業団（県団体番号14）

### (1) 団体の概要

#### 概要

団体名	財団法人長野県健康づくり事業団
所在地	長野市稲里町田牧 206-1
代表者（県との関係）	大西 雄太郎
設立根拠	整備法
設立年月日	平成 12 年
県所管部局	健康福祉部健康長寿課
基本財産（円）	100,000,000 円
うち県の出えん額	0 円
県出えん比率	0.0%
主な出えん者・金額・比率	旧結核予防会長長野県支部 50,000 千円 50% 旧長野県成人病予防協会 50,000 千円 50%
設立目的・沿革	健康づくりに関する知識の普及啓発事業、結核、がんその他の生活習慣病等の早期発見及び治療に必要な事業等を行い、もって県民の保健、医療及び福祉の向上に寄与する。 昭和 15 年、結核検診を中心に行う（財）結核予防会長長野県支部が設立。昭和 40 年、がん検診を中心に行う（財）長野県成人病予防協会が設立。平成 12 年、検診サービスへの新たなニーズに対応した高度な検診体制と効率的な経営基盤の確立を図るため、両団体を統合して設立。
主な業務内容	1. ポスター、パンフレットの発行、啓発イベントの開催、市町村等の保健衛生担当者等を対象とした講演会の開催 2. 結核、各種がん検診、各種健康診断等の実施 3. 健康センターにおける健診（長野、伊那）、診療（長野）
事業執行状況を示す主な指標	・結核検診受診者（人） H19:150,251 H20:148,677 H21:154,342 H22:149,828 ・がん検診受診者（人） H19:305,784 H20:343,954 H21:364,902 H22:353,764 ・健康センター健診受診者（人） H19:17,075 H20:18,505 H21:19,786 H22:17,881

## 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	3	3	3	3
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	2	2	1	1
	非常勤	17	17	17	17
	うち県職員	4	4	4	4
	うち県 OB	0	0	1	1
職員数	常勤	135	138	150	148
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	2	2
	非常勤	58	57	65	45
県職員計		0	0	0	0
県 OB 計		2	2	4	4

## 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	2,713,748	2,818,225	2,797,587
経常費用	2,967,528	2,833,922	2,664,547
経常増減(損益)	△253,780	△15,697	133,040
当期正味財産増減額	△251,584	△29,045	△28,037
現預金	259,820	331,364	299,181
基本財産	100,000	100,000	100,000
借入金	0	0	0
正味財産	2,523,413	2,494,369	2,466,334

## 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	81,497	68,109	62,379
事業費	0	0	0
運営費	81,497	68,109	61,347
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	67,447	62,379	62,837
貸付金	0	0	0
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	81,497	68,109	61,347

## (2)改革基本方針について

当事業団は、県民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的に、平成12年4月、(財)結核予防会長野県支部と(財)長野県成人病予防協会が統合し設立された。約50台の各種検診車を有し、各種がん検診をはじめとする生活習慣病等の早期発見に必要な検診を市町村、事業所等から受託するとともに、健康づくりに関する知識の普及啓発事業を行い、自立的に運営されてきた。

また、県が昭和50年に人間ドック及び健康相談等を目的として設置し、(社)長野県地域包括医療協議会に管理運営を委託してきた県総合健康センターが平成16年3月に廃止され、その業務が当事業団に委譲されたことから、同センターが持っていた健康度測定や生活指導などの一次予防機能と当事業団が従来から担っていた二次予防機能(検診車による巡回検診)を連携させ、生活習慣病予防の総合的・多面的な実施が図られ、県民の更なる健康増進に寄与できることとなった。今後とも、自立的な運営を継続し、県民に対する生活習慣病予防の総合的・多面的な実施を図っていく。

改革基本方針(改訂版)	平成16年作成の改革基本方針
「自立的な運営を継続」	「事業を見直して存続」 平成16年度末まで県救急センター廃止計画の策定 平成17年度末まで県職員派遣の廃止 ・生活習慣病予防知識普及啓発事業補助金の廃止

## (3)監査の結果及び意見

### 【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

#### ア. 県の評価

平成16年の改革基本方針は平成16年度をもって実施済み。

「長野県健康づくり事業団 中期経営計画(計画年度:平成20年度～24年度)を実施する中で、事業運営の効率化に努めている。

今後とも、自立的な運営を継続し、県民に対する生活習慣病予防の総合的・多面的な実施を図っていく。

当事業団の事業の柱である「健診事業」を取り巻く状況は、急速な少子高齢化の進行、景気の低迷、健診制度の変更などの影響により非常に厳しい。健診事業等売上増の対策、新規事業の展開及び現状の経営状況に対する職員意識の共有化を図る等、収支改善に努めているところであるが、今後とも、受診率向上につながる普及啓発活動を行うとともに、市町村・事業所等のニーズを的確に把握しつつ、効率的な事業運営を行っていくことが必要である。

## イ．監査人の評価

おおむね達成していると考える。平成 21 年度から経営改善に取り組んでおり、平成 22 年度に経常増減(経常利益)が黒字化したが、退職給与引当金の積立不足を一括計上したことにより当期損益は赤字になった。引き続き、効率的な経営を行うことが必要である。

## ウ．今後の課題(意見)

当事業団の人員構成は、常勤役員3名(うち県 OB1 名)、常勤職員 148 名(うち県 OB2名)、非常勤職員 28 名から成っており、県 OB 職員が活用されている。県 OB 役員(専務理事)の報酬は、他の団体(3 百万円)に比べて多い。県退職職員の報酬については、退職時の格付けに応じて一定の基準が定められており、外郭団体に協力を求めることになっているが、最終的にはその法人が判断することになっている。他県に比べて決して高額な報酬ではないが、県としては引き続き協力を求めていくことが望まれる。

### 【監査の視点3】外郭団体の経営状況

## ア．全般的な課題(意見)

平成 22 年度の経常収益は 2,797,587 千円であり、このうち県の財政支援(補助金、委託料)は 124,184 千円である。

### <県の財政支援の内訳>

	千円	
補助金	61,347	平成 16 年長野県総合健康センター廃止に伴い委嘱を受けた長野・伊那健康センター運営経費のうちセンターに勤務していた職員(施設健診に従事する職員及び退職者補充の職員を除く)の人件費。今後対象者の退職に伴い、23 年度 53 百万円、24 年度 44 百万円、25 年度 27 百万円、26 年度 8 百万円と減少する予定。
委託料	62,837	小児検査事業、長野県松本旭町庁舎及び長野県公衆衛生専門学校施設管理
合計	124,184	

平成 22 年度より経常増減が黒字化している。補助金の対象の人件費については、過去の経緯はあるが、事業収益の状況等を踏まえ、今後の補助金のあり方を検討していくことが望まれる。

## イ．資金運用の状況（意見）

運用資金の状況は下記のとおりである。

種類	運用資産	金額（円）	満期日（最長）
基本金	公債・預金	100,000,000	平成 32 年 2 月 18 日
特定預金			
退職給与引当金	公債・社債・仕組債・預金	585,452,279	平成 46 年 2 月 16 日
減価償却引当預金	公債・仕組債・預金	816,208,537	平成 32 年 7 月 11 日
その他積立金	預金	120,008,384	平成 24 年 3 月 7 日
特定預金合計		1,521,669,200	
基本金・特定預金合計		1,621,669,200	

資金運用に関して、減価償却引当預金と退職給付引当預金の一部において、仕組債（最終満期が平成 46 年 2 月）250 百万円と長期固定的な運用をしており、運用当初は高利回りであったが（一部は早期償還している）、その後の市場変動に伴い、時価が額面を下回っている状況である。

資金運用に当たっては、県の公金管理基本方針を遵守し、金融商品のリスクを管理して、預金あるいは中短期の国債等で運用することが必要である。

### 仕組債による「特定資産」の運用状況

特定預金項目	退職給与引当預金	退職給与引当預金	減価償却引当預金
額 面	50,000,000 円	100,000,000 円	100,000,000 円
( 時価 )	69.658 (34,829,000 円)	94.770 (94,770,000 円)	97.010 (97,010,000 円)
名 称	ト` 伊復興金融公庫	ワヅ` 治水局銀行	ト` 伊復興金融公庫
種 別	仕組債（ユーロ円債）	仕組債（ユーロ円債）	仕組債（ユーロ円債）
発 行 日	平成 17 年 12 月 20 日	平成 16 年 2 月 16 日	平成 17 年 7 月 11 日
償 還 日	平成 37 年 9 月 20 日	平成 46 年 2 月 16 日	平成 37 年 7 月 11 日
早期償還条項	額面の 13.2%	早期償還する権利は発行体	額面の 5.66%
	累積利金 6,600,00 円		累積利金 5,660,000 円
当初利率(%)	5.20	4.50	2.00
2 回目以降利率(%)	前回利率+0.20%-6 ヶ月 LIBOR×2	AUD14.50%×AUD 為替/80.77-JPY10.00%	JPY2.15%-JPY6 ヶ月 LIBOR×2

利 払 日	3月20日・9月20日		2月16日		7月11日	
分 配 状 況	利払日	金額(円)	利払日	金額(円)	利払日	金額(円)
	平成18年3月	650,000	平成17年2月	4,500,000	平成18年7月	2,000,000
	平成18年9月	1,300,000	平成18年2月	5,835,644	平成19年7月	450,000
	平成19年3月	993,750	平成19年2月	6,726,074	平成20年7月	122,500
	平成19年9月	501,875	平成20年2月	7,146,156	平成21年7月	757,500
	平成20年3月	43,750	平成21年2月	393,432	平成22年7月	1,262,500
	平成20年9月	0	平成22年2月	4,378,822	平成23年7月	1,466,880
	平成21年3月	0	平成23年2月	4,920,082		(平成23年7月12日で早期償還)
	平成21年9月	0	平成24年2月			
	平成22年3月	0				
	平成23年3月	0				
分配金累積額		3,489,375		33,900,210		6,059,380

### 参考

6ヶ月 LIBOR(発行当時)	0.1 前後	AUD (発行当時)	80 円前後
6ヶ月 LIBOR(現在)	0.35 前後	AUD (現在)	85 円前後
12ヶ月 LIBOR(現在)	0.56 前後		

### ウ．公益法人制度改革への取組

平成24年度に公益財団法人へ移行予定である

### 13. 財団法人長野県中小企業振興センター（県団体番号17）

#### (1) 団体の概要

##### 概要

団体名	財団法人長野県中小企業振興センター
所在地	長野市若里 1-18-1
代表者（県との関係）	理事長 太田寛（長野県商工労働部長）
設立根拠	整備法
設立年月日	昭和 46 年
県所管部局	商工労働部経営支援課
基本財産（円）	415,167,000 円
うち県の出えん額	305,000,000 円
県出えん比率	73.5%
主な出えん者・金額・比率	・一般正味財産を財源としたもの：91,692,000 円 ( 22.1% )
設立目的・沿革	センターは県内中小企業者の経営革新及び経営基盤の強化を支援する事業並びに創業を支援する事業を総合的に行うことにより、本県産業の振興発展に寄与することを目的とする。 ・昭和 42 年（財）長野県下請企業振興協会設立 ・昭和 46 年（財）長野県中小企業設備貸与公社設立 ・昭和 51 年 財団を統合し、（財）長野県中小企業振興公社に名称変更 ・平成 18 年（財）長野県中小企業振興センターに名称変更
主な業務内容	・マーケティング支援事業 ・相談助言事業 ・商品化・販路開拓支援事業 ・調査・情報提供事業 ・連携支援等支援体制整備事業 ・助成金事業
事業執行状況を示す主な指標	・相談助言事業 H20:3,232 件、H21:3,871 件、H22:4,392 件 ・販路開拓支援 H20:2,868 件、H21:3,027 件、H22:3,685 件

## 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	2	2	2
	うち県職員	0	1	0	0
	うち県 OB	0	1	2	2
	非常勤	13	13	13	13
	うち県職員	2	2	2	2
	うち県 OB	1	1	1	1
職員数	常勤	22	24	23	23
	うち県職員	3	5	5	6
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	36	37	44	61
県職員計		5	8	7	8
県 OB 計		1	2	3	3

## 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	734,517	706,002	774,035
経常費用	704,034	668,389	708,626
経常増減(損益)	30,483	37,613	65,409
当期正味財産増減額	30,483	37,602	46,262
現預金	377,412	430,423	366,771
基本財産	415,167	415,167	415,167
借入金	5,283,258	5,424,000	5,420,000
正味財産	1,856,105	1,893,707	1,939,968

## 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	386,156	341,051	310,454
事業費	130,707	120,802	97,773
運営費	255,449	220,249	212,681
交付金	-	-	-
負担金	24,556	26,506	16,018
委託料	-	36,866	78,848
貸付金	-	900,000	-
損失補償年度末残高	-	-	-
人件費関係費用	227,390	214,874	207,917

## (2)改革基本方針について

### 改革方針

必要な県関与の継続

### スケジュール

平成 20 年度から、産業振興戦略プランにより増加する事業を実施するため県職員を派遣

### 団体の位置づけ・改革の理由と具体策

当センターは、中小企業者に対する経営相談助言、取引あっせん、販路開拓、経営革新、新事業展開など経営全般に関わる支援及び創業支援等を実施している団体である。

以下の理由から県の関与を継続し、産業振興戦略プランにより増加する事業を実施するため必要な県職員を派遣する。

県は、各種中小企業支援策を企画・予算化して中小企業向けに用意し、当センターは、個別企業の経営状況に合わせた的確な支援策を助言したり自ら支援を実行している。

国や関係機関、専門家とのネットワークを有効に活用しながら、県と当センターがその役割に応じて連携しながら支援を行っている。

県では、平成 19 年 3 月、産業振興戦略プランを策定した。

この中で、新たに「マーケティング支援センター機能」等をセンターに位置付けている。これにより、当センターは、増加した新たな業務を実施するため、体制強化が必要となっている。

県が策定した産業振興戦略プランでセンターに一定の役割を担わせる以上、県はセンターに積極的に関与して、プランの実現に取り組む責任がある。

経済動向や国・県の施策の状況により変動する事業量に応じて、プロパー職員を増減することは難しく、その場合には、以下の理由から県商工関係職員を派遣して必要な職員を確保することが最も適当である。

県の商工関係職員は、本庁、地方事務所、試験研究機関等において、中小企業支援業務等を行っており、企業、国、大学等とのつながりもあることから、プロジェクトの企画、運営やセンター事務局の管理運営等に必要な知識・経験を有するとともに、派遣中に築かれた新たなネットワーク、経験は県に戻ってから活用される。

### **(3)監査の結果及び意見**

#### **【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題**

##### **ア．県の評価**

平成 22 年度においては、県の経営支援課県産品振興係との連携強化のため、県職員の派遣を 1 名増員し、6 名体制とする等、県関与の継続を続けており、予定通り進捗している。

##### **イ．監査人の評価**

県職員の派遣も継続的に実施されており、人的側面での県関与はなされている。また、経常的に、センター運営事務費補助金を始めとする補助金等の交付も受けている。結果、おおむね予定通り進捗しているものと判断する。

##### **ウ．今後の課題（意見）**

県の人的及び財政的な関与が実施されており、今後も必要である。また、将来的には、県の産業振興政策の観点から、他団体との経営統合を検討する必要がある。

#### **【監査の視点3】外郭団体の経営状況**

##### **ア．公益法人制度改革への取組**

平成 23 年 9 月に公益認定の申請書を提出し、11 月に公益認定等審議会より移行認定の答申がなされ、平成 24 年 4 月に公益財団法人移行予定である。

## 14. 財団法人長野県テクノ財団（県団体番号18）

### (1) 団体の概要

#### 概要

団体名	財団法人長野県テクノ財団
所在地	長野市若里 1-18-1
代表者（県との関係）	理事長 市川浩一郎
設立根拠	整備法
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日
県所管部局	商工労働部ものづくり振興課
基本財産（円）	5,870,002,700 円
うち県の出えん額	2,800,000,000 円
県出えん比率	47.7%
主な出えん者・比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（株）八十二銀行：8.5%</li> <li>・中部電力（株）：1.7%</li> <li>・長野市：1.6%</li> </ul>
設立目的・沿革	<p>善光寺バレー地域、浅間テクノポリス地域、アルプスハイランド地域、諏訪テクノレイクサイド地域及び伊那テクノバレー地域における地域産業資源を活用しつつ、技術革新による地域産業の高度化と産業創出を促進し、もって地域経済の活性化と自立化に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 60 年（財）浅間テクノポリス開発機構設立</li> <li>・昭和 61 年（財）長野県テクノハイランド開発機構設立</li> <li>・平成 13 年 上記両財団を解散し、（財）長野県テクノ財団を設立</li> </ul>
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産学官交流事業や国際交流事業等による共同研究開発促進基盤の確立</li> <li>・長期優位性が確保できる競争力の高いデバイス等の共同研究プロジェクトの創出・運営支援</li> <li>・研究開発人材の育成</li> <li>・ナノカーボンなど新産業・新分野等創出支援</li> </ul>
事業執行状況を示す主な指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発事業に係る外部からの資金導入 平成 22 年度実績：33 件、1,668 百万円</li> <li>・フォーラム、セミナー、研修会の参加者数 平成 22 年度実績：延べ 24,260 名</li> </ul>

## 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	1	1	1
	非常勤	27	27	27	27
	うち県職員	4	4	4	4
	うち県 OB	1	1	1	1
職員数	常勤	25	30	36	44
	うち県職員	3	5	4	4
	うち県 OB	11	10	9	8
	非常勤	7	2	2	0
県職員計		7	9	8	8
県 OB 計		13	12	11	10

## 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	1,338,843	1,350,456	1,120,846
経常費用	1,356,236	1,383,593	1,188,319
経常増減(損益)	△17,393	△33,137	△67,473
当期正味財産増減額	△37,726	△29,087	△55,967
現預金	79,310	101,442	69,829
基本財産	5,878,216	5,871,389	5,883,013
借入金	216,120	395,100	218,200
正味財産	6,236,823	6,207,736	6,151,769

## 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	53,460	44,235	53,765
事業費	-	-	9,688
運営費	53,460	44,235	44,077
交付金	-	-	-
負担金	20,000	20,000	20,000
委託料	-	9,921	44,490
貸付金	-	-	-
損失補償年度末残高	-	-	-
人件費関係費用	53,460	44,235	44,077

## (2)改革基本方針について

### 改革方針

事業推進に対して積極的に支援

### スケジュール

引き続き県職員派遣及び人件費補助により支援を実施

### 団体の位置づけ・改革の理由と具体策

当財団は、平成13年度にテクノハイランド構想が終了したことに伴い、(財)浅間テクノポリス開発機構と(財)長野県テクノハイランド開発機構が解散したことから、引き続き産学官連携による共同研究開発事業を進めるために設立され、様々な事業を積極的に推進してきている。

長期的視点に立った産学官連携による産業振興の重要性及び県の施策との密接な連携確保等以下の観点から、県職員を派遣するとともに、その人件費を補助していく。

県は、平成19年3月に産業振興戦略プランを策定し、県と当財団が連携し、「信州型スーパークラスター」形成のために産学官連携を推進すること、また、「ナノテク・材料活用支援センター」を創設し、研究成果の普及を図っていくこととしている。また、平成19年6月に、平成19年から23年を事業期間とする第一期知的クラスター創成事業の採択が決定した。このため、当該事業に対応できるよう当財団の事務局体制を充実し、プロジェクト企画・運営の強化を図ることが必要である。

産学官連携による産業振興を図るためには、特定の大学、企業に偏らず広く産学連携を進める必要があり、産・学とともに公的立場の県が中心となって責任を果たすことが求められる。県が策定した産業振興戦略プランの中で、当財団に一定の役割を担わせる以上、県には支援する責任がある。

当財団は、経済動向によって変動する基金運用の果実を事業費に当てていることからプロパー職員の採用を控え人件費の抑制を図っている。職員を確保するためには、民間企業、大学、市町村等から派遣してもらうことも選択肢となるが、民間企業や大学からの事務局職員の派遣は現実的には難しく、以下の理由から県から職員を派遣することが最も適当である。

県の商工系技術職員は、本庁、地方事務所、試験研究機関等において、商工振興関係の専門的業務を行っており、また、企業等とのつながりもあることから、プロジェクトの企画運営や財団事務局の管理運営に必要な知識・経験を有するとともに、派遣中に築かれた新たなネットワーク、経験は県に戻ってから活用される。

### (3) 監査の結果及び意見

#### 【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

##### ア．県の評価

「改革基本方針(改訂版)」においては、事業推進に対して積極的に支援することとされており、引き続き県職員派遣及び人件費補助により支援を実施するものとされている。これに基づき、平成 22 年度においては、4 人の県職員派遣を行うとともに、当該人件費に対する補助金の交付を行っている。また、産学官連携コーディネート活動を県内全域で展開するためのコーディネータ等の人件費の一部を補助しており、平成 22 年度においては、13 人を対象に 12,908 千円の補助金の交付を行った。県職員派遣分と併せて、平成 22 年度においては 44,077 千円の補助金を交付している。

県との共同事業の実施による財政的支出としては、知的クラスター創成事業(第Ⅱ期)の運営支援(負担金:20,000 千円)、技術シーズ育成事業(特別枠)の事業費一部補助(補助金:9,688 千円)、コーディネートオフィスの設置・運営業務の委託(委託費:30,693 千円)、アジア圏市場進出スタートアップ支援事業等の委託(委託費:13,797 千円)を行っている。

結果、予定通り進捗しているものとしている。

##### イ．監査人の評価

非常勤役員を除く県職員の派遣数は、平成 19 年度の 3 名から増員され、平成 22 年度には 4 名となっている。また、委託費等による県費支出額も増加傾向にあることから、この点からは積極的に支援する姿勢がうかがわれる。結果、おおむね進捗しているものと判断する。

##### ウ．今後の課題

特段、見直しの必要はないものとする。

#### 【監査の視点3】外郭団体の経営状況

##### ア．基金の運用について

当財団においては、基本財産以外にも、技術振興基金、地域産業活性化基金及び高度技術研修・指導基金を設置しており、定期預金の他、国債を始めとする債券に投資を行っている。その果実である運用益については事業費に充てており、貴重な自主財源となっているものの、平成 19 年度以降、減少を続けており、平成 22 年度においては、対 19 年度比で 6 割程度に落ち込んでいる。

(単位：千円)

年度	18	19	20	21	22
基本財産運用益(注)	202,931	209,075	155,893	152,487	125,567

(注) 基本財産及び基金の運用益を含む。

#### イ．満期保有目的債券の評価損益について

基本財産、技術振興基金、地域産業活性化基金及び高度技術研修・指導基金にて保有する債券は、そのほとんどが、各債券の満期限まで保有し償還を受けることを前提としており(満期保有目的債券)、財務諸表上、時価評価は必要ないものの、帳簿価額と時価との差額(評価損益)については、注記に開示されている。平成22年度においては、4,377百万円の帳簿価額に対して評価損が726百万円生じており、雑駁な言い方をすれば、当初4,377百万円にて購入した債券の年度末における時価は3,650百万円であり、16.6%減価したものと言える。

なお、当財団が平成22年度末において所有する債券については、満期まで保有した場合には、全て、当初元本が円貨にて100%償還される契約となっている旨、所管課より回答を得ている。

#### 【満期保有目的の債券の評価損益等】

(単位：千円)

種別	帳簿価額	時価	評価損益
国債	590,509	644,556	54,047
県債	20,407	19,824	583
社債	416,626	417,440	814
円建外債	3,350,000	2,568,775	781,225
合計	4,377,541	3,650,595	726,946

#### ウ．資金運用について(意見)

基本財産及び各基金の運用資産において、特に評価損が大きいのは円建外債である。平成22年度末において、3,532,222千円の円建外債を保有しており、基本財産及び基金ごとの内訳は下表のとおりである。今回の監査においては、各債券の詳細な契約条項等の閲覧及び分析等を行っていないが、各円建外債の名称及び利率と時価との関係から、利率等に関して、為替レート若しくは日経平均株価等の指標と連動させた、いわゆる「仕組債」が多く含まれるものと推測される。預金利率が低迷する中、資金を長期的に拘束させる見返りとして高利回りを求めたものであろうが、結果的に、平成22年度においては、日本国債や長野県債を上回る運用益を達成しているものの将来不安は拭いきれない。現在の円高水準及び株式市況がどの程度是正されるか不明であるものの、短期的には、運用益の改善は見

込まれない可能性が高いことから、今後の新規投資に当たって、運用方針を再検討することが必要である。

ちなみに、長野県においては公金管理基本方針で以下のように定めており、仕組債による運用を認めていない。基本財産等の 47.7%に県費が投入されていることを鑑みると、長野県の公金管理基本方針を踏まえた運用方針とすることが望まれる。

「基金は、確実かつ効率的な運用が求められていることから、長期的資金計画に基づき、可能なものについては国債や地方債など確実な債券での運用を行うこととし、元本割れを避けるため、適正な運用期間を設定し、原則として満期まで保有する。」（3 公金管理の基本的な方策）

### 【基本財産】

種別	満期	利率 (%)	帳簿価額 (千円)
円建外債（ノルウェー地方金融公社：米ドル）	H48.9.26	1.0	100,000
円建外債（DB トリガー型 225 連動デジタル債）	H49.9.28	0.1	94,760
合計			194,760

（注）基本財産の帳簿価格全体（690,190 千円）の 28.2%。

### 【技術振興基金】

種別	満期	利率 (%)	帳簿価額 (千円)
円建外債（デンマーク地方自治体金融公庫：米ドル）	H45.1.14	0.0	200,000
円建外債（ノルウェー地方金融公社：豪ドル）	H48.9.25	3.7	200,000
円建外債（スウェーデン輸出信用銀行：ユーロ）	H48.1.10	5.1	400,000
円建外債（スウェーデン輸出信用銀行：ユーロ）	H49.10.23	0.0	300,000
円建外債（クレディ・アグリコール・インドスエズ銀行：米ドル）	H45.6.10	0.2	200,000
円建外債（BNP パリバ銀行：米ドル）	H45.6.10	3.9	200,000
円建外債（ノルウェー輸出金融公社：豪ドル）	H47.12.6	3.7	300,000
円建外債（BNP パリバ銀行：米ドル）	H30.9.26	0.0	100,000
円建外債（IFC 国際金融公社：豪ドル）（注 2）	H45.7.28	4.5	182,222
円建外債（メリルリンチ証券会社米国本体：米ドル）	H47.9.27	2.5	150,000
円建外債（ノルウェー輸出金融公社：ユーロ）	H47.11.21	1.3	300,000
円建外債（フィンランド地方金融公社：米ドル）	H48.1.10	1.3	300,000
円建外債（DB トリガー型 225 連動デジタル債）	H49.9.28	0.1	5,240
合計			2,837,462

（注 1）技術振興基金の帳簿価格全体（4,591,241 千円）の 61.8%。

（注 2）円建外債（IFC 国際金融公社：豪ドル）182,222 千円は満期保有目的債券とはされていない。

**【地域産業活性化基金】**

種別	満期	利率 (%)	帳簿価額 (千円)
円建外債（フィンランド地方金融公社：米ドル）	H45.3.27	0.0	300,000
円建外債（BNP パリバ銀行：ユーロ）	H45.6.10	1.0	200,000
合計			500,000

（注）地域産業活性化基金の帳簿価格全体（500,000千円）の100.0%。

なお、高度技術研修・指導基金については、円建外債は無い。

**エ．公益法人制度改革への取組**

平成23年5月に公益財団法人の認定申請を行っている。

## 15 . 財団法人塩尻・木曽地域地場産業振興センター（県団体番号19）

### (1)団体の概要

#### 概要

団体名	財団法人塩尻・木曽地域地場産業振興センター
所在地	塩尻市木曽平沢 2272-7
代表者（県との関係）	理事長 小口 利幸
設立根拠	整備法
設立年月日	平成4年
県所管部局	商工労働部ものづくり振興課
基本財産（円）	30,200,000円
うち県の出えん額	10,000,000円
県出えん比率	33.1%
主な出えん者・金額・比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩尻市：7,000,000円(23.3%)</li> <li>・地元組合・商工会等：10,200,000円(33.7%)</li> <li>・他の地元7市町村：3,000,000円（10.0%）</li> </ul>
設立目的・沿革	<p>塩尻・木曽地域における伝統ある地場産業の健全な育成及び発展を図ることによって、地域経済の基盤強化及び地域社会の活性化に貢献し、もって地域住民の生活向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>・平成4年（財）塩尻・木曽地域地場産業振興センター設立</p>
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存商品、新商品等の需要開拓、PRのための特産品展示販売事業</li> <li>・漆文化財修復事業における職人の技術、知識向上のための人材確保・養成</li> <li>・伝統工芸体験（漆器）の受け入れによる知識や技術の普及</li> <li>・「木曽くらしの工芸館」、「ならかわ市場」、「iプラザ」の運営管理</li> </ul>
事業執行状況を示す主な指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特産品販売（千円） H20:173,733、H21:158,458、H22:144,745</li> <li>・「木曽くらしの工芸館」来館者数（人） H20:81,094、H21:70,304、H22:62,494</li> <li>・漆文化財修復事業受注額（千円） H20:26,171、H21:51,673、H22:28,474</li> <li>・体験学習料収入（千円） H20:3,394、H21:2,784、H22:1,701</li> </ul>

## 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	9	9	9	9
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	6	5	6	6
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	4	4	6	9
県職員計		0	0	0	0
県 OB 計		0	0	0	0

## 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	265,311	278,247	237,594
経常費用	263,300	272,093	228,262
経常増減(損益)	2,011	6,154	9,332
当期正味財産増減額	5,235	4,911	6,301
現預金	33,297	32,887	29,429
基本財産	30,200	30,200	30,200
借入金	-	-	-
正味財産	325,811	330,721	337,022

## 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	-	-	-
事業費	-	-	-
運営費	-	-	-
交付金	-	-	-
負担金	-	-	-
委託料	-	-	-
貸付金	-	-	-
損失補償年度末残高	-	-	-
人件費関係費用	-	-	-

## (2)改革基本方針について

### 改革方針

塩尻市主導の運営を継続

### スケジュール

引き続き塩尻市主導の運営を継続

### 団体の位置づけ・改革の理由と具体策

当センターは、木曾地域における伝統地場産業の健全な育成及び発展を目的として、県、地元町村、地元商工団体等の出えんにより、平成 4 年に設立され、塩尻市(旧檜川村)を主体として運営されている。今後、経営状況の改善を図る中で、公益法人としての事業内容の見直し、収益部門の株式会社化を含めた財団自体のあり方について検討を進めるよう、引き続き要請していく。

## (3)監査の結果及び意見

### 【監査の視点 1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

#### ア．県の評価

塩尻市主導の運営が継続されており、ほぼ予定通り進捗している。

#### イ．監査人の評価

おおむね達成している。法人の意思を決定する理事 10 名の中に、長野県職員は OB も含めて 1 名も含まれていない。職員も同様である。県からの出えん金を除き、経常的な県費の交付は受けていない。塩尻市長である理事長の下、おおむね塩尻市主導の団体として運営されているものと言える。

#### ウ．今後の課題（意見）

引き続き塩尻市主導の団体として運営するのが望ましいが、関係市町村による経営基盤の強化を図る必要がある。

### 【監査の視点 3】外郭団体の経営状況

#### ア．公益法人制度改革への取組

平成 24 年度中に一般財団法人への移行認定の申請を行う予定である。

## 16. 財団法人飯伊地域地場産業振興センター（県団体番号20）

### (1) 団体の概要

#### 概要

団体名	財団法人飯伊地域地場産業振興センター
所在地	飯田市上郷別府 3338-8
代表者（県との関係）	理事長 牧野光朗
設立根拠	整備法
設立年月日	昭和 58 年
県所管部局	商工労働部ものづくり振興課
基本財産（円）	328,580,071 円 （うち、出えん金 17,000,000 円）
うち県の出えん額	5,000,000 円
県出えん比率	29.4%
主な出えん者・金額・比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田市：5,738,000 円(33.8%)</li> <li>・地元組合・商工会等：5,000,000 円(29.4%)</li> <li>・他 13 町村：1,262,000 円（7.4%）</li> </ul>
設立目的・沿革	<p>飯伊地域における伝統ある地場産業の健全な育成及び発展を図るため、新技術及びデザイン開発の研究、人材の養成、需要開拓、情報の収集提供、精密工業に関する高度技術形成のための試験、検査、研究、技術教育等を行い、活力ある地域経済社会の形成と基盤強化等に寄与する。</p> <p>・昭和 58 年（財）飯伊地域地場産業振興センター設立</p>
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地場産センターの管理運営</li> <li>・工業技術センター、EMC センターの管理運営</li> <li>・ビジネスネットワーク支援センターの管理運営</li> <li>・各種教育研修及び実習の実施（産業技術大学講座等）</li> </ul>
事業執行状況を示す主な指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設使用延件数（件） H20:1,017、H21:1,081、H22:1,029</li> <li>・工業技術センター利用延企業数（社） H20:863、H21:673、H22:645</li> <li>・EMC センター利用延件数（件） H20:193、H21:134、H22:152</li> </ul>

## 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	0	0	0	0
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	22	23	23	23
	うち県職員	1	1	1	1
	うち県 OB	1	1	1	0
職員数	常勤	4	3	3	3
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	32	34	34	35
県職員計		1	1	1	1
県 OB 計		1	1	1	0

## 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	171,671	187,150	215,859
経常費用	168,713	195,573	226,885
経常増減(損益)	2,958	△8,423	△11,026
当期正味財産増減額	2,478	△8,832	△12,524
現預金	17,489	27,367	106,778
基本財産	81,072	264,507	249,080
借入金	-	-	-
正味財産	641,911	681,872	618,242

## 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	-	-	-
事業費	1,715	-	-
運営費	-	1,250	-
交付金	-	-	-
負担金	-	-	-
委託料	-	-	-
貸付金	-	-	-
損失補償年度末残高	-	-	-
人件費関係費用	-	-	-

## (2)改革基本方針について

### 改革方針

飯田市主導の運営を継続

### スケジュール

引き続き飯田市主導の運営を継続

### 団体の位置づけ・改革の理由と具体策

当センターは、飯伊地域における伝統ある地場産業の健全な育成及び発展を図るため、飯田市を中心に県も出えんを行って、昭和 58 年に設立され、飯田市を主体として運営されている。当センターの活動内容から、地域による主体的・自立的な団体運営が望ましい。

## (3)監査の結果及び意見

### 【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

#### ア．県の評価

飯田市主導の運営が継続されており、ほぼ予定通り進捗している。

#### イ．監査人の評価

おおむね達成している。法人の意思を決定する理事 21 名の中に、長野県職員 1 名が含まれているが、他には、県職員 OB も配置されていない。経常的な県費の交付は受けていない。平成 22 年度の受取補助金等の額 98 百万円のうち、飯田市からの負担金が 54 百万円と過半を占めている。飯田市長である理事長の下、おおむね飯田市主導の団体として運営されているものと言える。

#### ウ．今後の課題（意見）

引き続き飯田市主導の団体として運営するのが望ましいが、関係市町村による経営基盤の強化を図る必要がある。

### 【監査の視点3】外郭団体の経営状況

#### ア．公益法人制度改革への取組

平成 23 年度中に公益財団法人の認定申請を提出し、平成 24 年 4 月 1 日の移行登記を目指している。

## 17. 株式会社長野協同データセンター（県団体番号22）

### (1) 団体の概要

#### 概要

団体名	株式会社 長野協同データセンター
所在地	長野市大字安茂里1089番地
代表者（県との関係）	代表取締役 宮野尾 文夫
設立根拠	会社法
設立年月日	平成2年
県所管部局	商工労働部労働雇用課
基本財産（円）	100,000,000円
うち県の出資額	30,000,000円
県出資比率	30.0%
主な出資者・金額・比率	長野市 15,000,000 (15%) (株)協同測量社 55,000,000 (55%)
設立目的・沿革	<p>障害者も健常者も共に生活し働けるようにすべきであるという理念(ノーマライゼーション)に基づき長野県、長野市及び株式会社協同測量社の共同出資により、重度身体障害者を多数雇用し重度障害者の一般就労と自立を目指す企業として発足する。</p> <p>昭和56年国際障害者年を契機に、重度障害者の一般雇用に向けた「完全参加と平等」の理念に立ち、国を初め地方公共団体、民間が一体となって重度障害者の雇用の場を拡大し社会に貢献しようとする施策が講じられてきた。</p> <p>このような時代の要請に応えて、平成2年10月に、長野県、長野市、及び(株)協同測量社の出資によって第三セクター方式による重度身体障害者雇用のモデル企業として設立される。</p> <p>翌年の平成3年7月に創業を開始し現在に至る。</p>
主な業務内容	<p>官公庁及び親会社を主な顧客とし、情報処理、建設コンサル業務等の事業を展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報処理 ... 地理情報処理(GIS)、システム構築、数値情報化、データ入力・作成</li> <li>・ 建設コンサル ... 測量調査、上下水道・道路等各</li> </ul>

	種台帳作成整備、アンケート調査等
事業執行状況を示す主な指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度身体障害者雇用数</li> <li>・ 受注高及び売上高、粗利益、営業利益</li> </ul>

## 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	2	2	2	2
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	4	4	2	2
	うち県職員	1	1	1	1
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	12	14	13	15
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	0	0	0	0
県職員計		0	0	0	0
県 OB 計		0	0	0	0

## 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
営業収益(売上高)	136,848	137,496	179,282
営業費用	135,717	124,204	148,873
営業利益	1,131	13,292	30,409
経常利益	2,453	13,800	31,188
当期利益	2,034	8,218	27,212
現預金	21,938	25,538	50,547
総資産	100,217	87,746	116,222
負債	62,185	41,494	42,393
純資産	38,035	46,254	73,829
資本金	100,000	100,000	100,000

## 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
事業収入	42,198	48,726	43,089